



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年3月25日火曜日 第595号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則..... (財政課) 1
 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)29
 愛媛県環境影響評価条例施行規則等の一部を改正する規則..... (循環型社会推進課)30
 愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例施行規則..... (薬務衛生課)39

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... (循環型社会推進課)51

人事委員会規則

一般職の任期付職員採用等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局)53
 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (")53
 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (")65
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... (")67
 職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 138
 初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 141
 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 143
 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 144
 住居手当に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 147
 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 148
 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 150
 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 151
 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 152
 地域手当に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 156
 会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 156
 在宅勤務等手当に関する規則..... (") ... 159
 職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 160
 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 167

規 則

○愛媛県規則第5号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則

(愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則(平成12年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(規則で定める手数料の金額)	(規則で定める手数料の金額)
第1条 省略	第1条 省略
2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。	2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
(1) 結核検査 1頭につき600円	(1) 結核検査 1頭につき570円
(2) ブルセラ症検査 1頭につき960円	(2) ブルセラ症検査 1頭につき900円
(3) 馬伝染性貧血検査 1頭につき1,410円	(3) 馬伝染性貧血検査 1頭につき1,340円

- (4) トリコモナス症検査 1頭につき240円
- (5) 牛カンピロバクター症検査 1頭につき250円
- (6) トキソプラズマ症検査 1頭につき240円
- (7)・(8) 省略
- (9) ピロプラズマ症検査 1頭につき260円
- (10) ヨーネ病ヨーニン検査 1頭につき340円
- (11) 省略
- (12) ヨーネ病リアルタイムPCR法による検査 1頭につき2,410円
- (13) インフルエンザ簡易検査 1頭又は1羽につき2,860円

3 条例別表4の表28の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき750円
- (2) 中家畜 1頭につき500円
- (3) 小家畜 1頭につき290円

4 条例別表4の表29の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 炭そ血清の注射 1頭につき1,290円
- (2) 破傷風血清の注射 1頭につき1,290円
- (3) 豚丹毒血清の注射 1頭につき1,280円
- (4) 炭そ予防の注射 1頭につき430円
- (5) 破傷風予防の注射 1頭につき510円
- (6) 気しゅそ予防の注射 1頭につき510円
- (7) 日本脳炎予防(生ワクチン)の注射 1頭につき770円
- (8) 日本脳炎及びパルボウイルス感染症予防の注射 1頭につき1,550円
- (9) 省略
- (10) 豚丹毒予防の注射 1頭につき300円
- (11) 省略
- (12) 牛流行性感冒予防の注射 1頭につき580円
- (13) 牛伝染性下痢症予防の注射 1頭につき510円
- (14) めん羊及びやぎの薬浴 1頭につき540円

5 条例別表4の表30の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき230円
- (2) 中家畜 1頭につき230円
- (3) 小家畜 1群につき230円

6・7 省略

- (4) トリコモナス症検査 1頭につき230円
- (5) 牛カンピロバクター症検査 1頭につき240円
- (6) トキソプラズマ症検査 1頭につき230円
- (7)・(8) 省略
- (9) ピロプラズマ症検査 1頭につき250円
- (10) ヨーネ病ヨーニン検査 1頭につき330円
- (11) 省略
- (12) ヨーネ病リアルタイムPCR法による検査 1頭につき2,320円
- (13) インフルエンザ簡易検査 1頭又は1羽につき2,770円

3 条例別表4の表28の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき720円
- (2) 中家畜 1頭につき480円
- (3) 小家畜 1頭につき280円

4 条例別表4の表29の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 炭そ血清の注射 1頭につき1,230円
- (2) 破傷風血清の注射 1頭につき1,230円
- (3) 豚丹毒血清の注射 1頭につき1,220円
- (4) 炭そ予防の注射 1頭につき400円
- (5) 破傷風予防の注射 1頭につき480円
- (6) 気しゅそ予防の注射 1頭につき480円
- (7) 日本脳炎予防(生ワクチン)の注射 1頭につき730円
- (8) 日本脳炎及びパルボウイルス感染症予防の注射 1頭につき1,470円
- (9) 省略
- (10) 豚丹毒予防の注射 1頭につき290円
- (11) 省略
- (12) 牛流行性感冒予防の注射 1頭につき550円
- (13) 牛伝染性下痢症予防の注射 1頭につき480円
- (14) めん羊及びやぎの薬浴 1頭につき510円

5 条例別表4の表30の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき220円
- (2) 中家畜 1頭につき220円
- (3) 小家畜 1群につき220円

6・7 省略

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第2条 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
検査分類	試験項目	検体の量	単位	金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	金額
1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>3,450円</u>	1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>3,020円</u>
	定量試験	同	同	<u>8,160円</u>		定量試験	同	同	<u>7,160円</u>
	物理試験	同	同	<u>4,330円</u>		物理試験	同	同	<u>3,370円</u>
	異物試験	同	1検体	<u>4,430円</u>		異物試験	同	1検体	<u>4,240円</u>
	官能試験	同	同	<u>2,900円</u>		官能試験	同	同	<u>2,520円</u>

	食品添加物試験	同	1項目	13,840円		食品添加物試験	同	1項目	12,770円
	牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	23,360円		牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	17,420円
	残留農薬分析	1キログラム以上	1項目	27,940円		残留農薬分析	1キログラム以上	1項目	25,090円
	残留動物用医薬品試験	同	同	27,940円		残留動物用医薬品試験	同	同	25,090円
	細菌検査（生菌数、総菌数、大腸菌群等）		同	5,730円		細菌検査（生菌数、総菌数、大腸菌群等）		同	5,120円
	同（食中毒菌検査（腸管出血性大腸菌検査を除く。））		同	12,190円		同（食中毒菌検査（腸管出血性大腸菌検査を除く。））		同	11,010円
	同（食中毒菌検査（腸管出血性大腸菌検査に限る。））		同	25,160円		同（食中毒菌検査（腸管出血性大腸菌検査に限る。））		同	20,230円
	同（毒素産生能試験）		同	5,540円		同（毒素産生能試験）		同	5,130円
	酵母及びかびの検査		同	4,150円		酵母及びかびの検査		同	3,720円
	乳酸菌検査		1検体	4,420円		乳酸菌検査		1検体	3,970円
2 食品添加物	性状試験	200グラム以上	1検体	2,950円	2 食品添加物	性状試験	200グラム以上	1検体	2,520円
	物理試験	同	1項目	4,070円		物理試験	同	1項目	3,150円
	確認試験	同	同	6,290円		確認試験	同	同	5,630円
	純度試験	同	同	18,110円		純度試験	同	同	15,950円
	定量試験	同	同	9,400円		定量試験	同	同	8,050円
3 食品用器具及び容器包装その他	物理試験	検査に必要な量	1項目	3,800円	3 食品用器具及び容器包装その他	物理試験	検査に必要な量	1項目	2,930円
	定性試験	同	同	3,450円		定性試験	同	同	3,020円
	定量試験	同	同	6,580円		定量試験	同	同	6,030円
	規格試験	同	1検体	27,800円		規格試験	同	1検体	25,290円
	細菌検査		1項目	5,710円		細菌検査		1項目	5,100円
	無菌試験		同	10,330円		無菌試験		同	9,230円
4 PC B等環境汚染物質	残留分析	検査に必要な量	1検体	46,820円	4 PC B等環境汚染物質	残留分析	検査に必要な量	1検体	45,510円
5 放射能測定	ア ガンマ線核種分析（3核種以内） （ア）灰化を要しないもの（液体試料を除く。）	検査に必要な量	1検体	25,810円	5 放射能測定	ア ガンマ線核種分析（3核種以内） （ア）灰化を要しないもの（液体試料を除く。）	検査に必要な量	1検体	24,170円
	（イ）灰化を要しないもの（液体試料に限る。）	同	同	21,900円		（イ）灰化を要しないもの（液体試料に限る。）	同	同	18,460円
	イ アの項試験項目の欄に掲げるガンマ線核種分析に合	同	1核種	3,850円		イ アの項試験項目の欄に掲げるガンマ線核種分析に合	同	1核種	3,160円

	わせて行うガンマ線核種分析			
6 毒性検査	微生物試験		1 検体	<u>19,290円</u>
7 遺伝子学的検査	遺伝子増幅検査		1 検体	<u>8,960円</u>

	わせて行うガンマ線核種分析			
6 毒性検査	微生物試験		1 検体	<u>18,170円</u>
7 遺伝子学的検査	遺伝子増幅検査		1 検体	<u>7,960円</u>

(愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1(第4条、第5条関係) 衛生環境研究所使用料表					別表第1(第4条、第5条関係) 衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額
1 食品	定性試験	500グラム以上	1 項目	<u>1,310円</u>	1 食品	定性試験	500グラム以上	1 項目	<u>1,040円</u>
	定量試験(機器分析によるもの(重金属に係るものを除く。))	同	同	<u>12,800円</u>		定量試験(機器分析によるもの(重金属に係るものを除く。))	同	同	<u>12,070円</u>
	定量試験(機器分析によるもの(重金属に係るものに限る。))	同	同	<u>15,070円</u>		定量試験(機器分析によるもの(重金属に係るものに限る。))	同	同	<u>14,080円</u>
	定量試験(その他のもの)	同	同	<u>3,360円</u>		定量試験(その他のもの)	同	同	<u>2,780円</u>
	物理試験	同	同	<u>1,660円</u>		物理試験	同	同	<u>940円</u>
	異物試験	同	1 検体	<u>2,920円</u>		異物試験	同	1 検体	<u>2,860円</u>
	官能試験	同	同	<u>1,210円</u>		官能試験	同	同	<u>950円</u>
	食品添加物試験	同	1 項目	<u>8,590円</u>		食品添加物試験	同	1 項目	<u>8,040円</u>
	牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1 検体	<u>17,130円</u>		牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1 検体	<u>11,820円</u>
	一般栄養分析	同	同	<u>10,470円</u>		一般栄養分析	同	同	<u>9,310円</u>
	ビタミン分析	同	1 項目	<u>14,210円</u>		ビタミン分析	同	1 項目	<u>11,810円</u>
	残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験	1キログラム以上	1 項目	<u>18,700円</u>		残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験	1キログラム以上	1 項目	<u>16,750円</u>
	一斉試験法による残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験(30項目以上の一斉試験)	1キログラム以上	1 項目	<u>1,460円</u>		一斉試験法による残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験(30項目以上の一斉試験)	1キログラム以上	1 項目	<u>1,300円</u>
	環境汚染物質残留分析	検査に必要な量	1 項目	<u>44,000円</u>		環境汚染物質残留分析	検査に必要な量	1 項目	<u>36,660円</u>

	細菌検査（生菌数、総菌数、大腸菌群等）		1項目	1,800円		細菌検査（生菌数、総菌数、大腸菌群等）		1項目	1,610円
	同（食中毒菌検査（腸管出血性大腸菌検査を除く。））		同	4,360円		同（食中毒菌検査（腸管出血性大腸菌検査を除く。））		同	4,060円
	同（食中毒菌検査（腸管出血性大腸菌検査に限る。））		同	6,670円		同（食中毒菌検査（腸管出血性大腸菌検査に限る。））		同	6,540円
	同（毒素産生能試験）		同	2,600円		同（毒素産生能試験）		同	2,530円
	酵母及びかびの検査		同	1,740円		酵母及びかびの検査		同	1,550円
	乳酸菌検査		1検体	2,000円		乳酸菌検査		1検体	1,800円
	寄生虫検査（顕微鏡検査）	検査に必要な量	1項目	7,060円		寄生虫検査（顕微鏡検査）	検査に必要な量	1項目	6,680円
	省略					省略			
2 食品添加物	性状試験	200グラム以上	1検体	1,080円		性状試験	200グラム以上	1検体	760円
	物理試験	同	1項目	1,660円		物理試験	同	1項目	940円
	確認試験	同	同	2,900円		確認試験	同	同	2,560円
	純度試験	同	同	12,860円		純度試験	同	同	11,100円
	定量試験	同	同	4,150円		定量試験	同	同	3,230円
3 食品用器具及び容器包装その他	物理試験	検査に必要な量	1項目	1,660円		物理試験	検査に必要な量	1項目	940円
	定性試験	同	同	1,310円		定性試験	同	同	1,030円
	定量試験	同	同	2,490円		定量試験	同	同	2,290円
	規格試験	同	1検体	18,180円		規格試験	同	1検体	16,760円
	細菌検査		1項目	1,790円		細菌検査		1項目	1,620円
	無菌試験		1項目	4,460円		無菌試験		1項目	4,030円
4 薬品及び化粧品その他	省略					省略			
	物理試験	同	1項目	5,360円		物理試験	同	1項目	5,280円
	確認試験	同	同	3,260円		確認試験	同	同	3,170円
	純度試験	同	同	5,320円		純度試験	同	同	5,180円
	定量試験（機器分析によるもの）	同	同	23,990円		定量試験（機器分析によるもの）	同	同	23,560円
	定量試験（その他のもの）	同	同	5,580円		定量試験（その他のもの）	同	同	5,230円
	省略					省略			
	生理処理用品基準試験（医薬部外品）	30個以上	同	15,660円		生理処理用品基準試験（医薬部外品）	30個以上	同	15,470円
	同（医療機器）	同	同	17,710円		同（医療機器）	同	同	17,320円
	無菌試験		1項目	17,580円		無菌試験		1項目	17,090円
5 家庭用品	物理試験	適当量	1項目	3,430円		物理試験	適当量	1項目	3,420円
	確認試験	同	同	8,500円		確認試験	同	同	8,420円
	定量試験（機器分析によるもの）	同	同	34,360円		定量試験（機器分析によるもの）	同	同	33,330円

		定量試験（その他のもの）	同	同	3,480円			定量試験（その他のもの）	同	同	3,340円
6 温泉及び鉱泉		鉱泉分析	10リットル	1検体	81,120円			鉱泉分析	10リットル	1検体	72,420円
		小分析	5リットル	同	28,150円			小分析	5リットル	同	26,720円
		ラジウムエマナチオン試験	5リットル又は5キログラム	同	13,390円			ラジウムエマナチオン試験	5リットル又は5キログラム	同	12,870円
		定性試験	1.8リットル	1項目	2,370円			定性試験	1.8リットル	1項目	2,360円
		定量試験	同	同	4,080円			定量試験	同	同	3,690円
		温泉付随ガス分析	適当量	同	15,860円			温泉付随ガス分析	適当量	同	15,710円
7 飲料水		ア・イ 省略						ア・イ 省略			
		ウ 細菌検査	滅菌瓶入り0.2リットル	1検体	3,000円			ウ 細菌検査	滅菌瓶入り0.2リットル	1検体	2,950円
8 水道水		ア～ウ 省略						ア～ウ 省略			
		エ 細菌検査	滅菌瓶入り0.2リットル	1検体	3,000円			エ 細菌検査	滅菌瓶入り0.2リットル	1検体	2,950円
		オ 従属栄養細菌検査	同	同	2,340円			オ 従属栄養細菌検査	同	同	2,030円
		カ 大腸菌検査	同	1項目	4,360円			カ 大腸菌検査	同	1項目	4,250円
		キ 嫌気性芽胞菌検査	同	同	3,450円			キ 嫌気性芽胞菌検査	同	同	3,250円
		ク クリプトスポリジウムオーシスト検査	適当量	1検体	41,690円			ク クリプトスポリジウムオーシスト検査	適当量	1検体	37,220円
		ケ・コ 省略						ケ・コ 省略			
9 プール水、海水浴場水、公衆浴場水等		省略						省略			
		糞便性大腸菌群検査	同	同	3,620円			糞便性大腸菌群検査	同	同	3,480円
		大腸菌群最確数検査	滅菌瓶入り0.1リットル	同	2,900円			大腸菌群最確数検査	滅菌瓶入り0.1リットル	同	2,610円
		レジオネラ属菌検査	滅菌瓶入り1リットル	同	6,980円			レジオネラ属菌検査	滅菌瓶入り1リットル	同	6,820円
10 地下水、河川、海水等		省略						省略			
		細菌検査	滅菌瓶入り0.1リットル	1検体	1,610円			細菌検査	滅菌瓶入り0.1リットル	1検体	1,580円
		大腸菌群最確数検査	同	同	2,930円			大腸菌群最確数検査	同	同	2,610円
		大腸菌数検査	滅菌瓶入り0.5リットル	同	6,370円			大腸菌数検査	滅菌瓶入り0.5リットル	同	6,280円
		省略						省略			

11 下水 又はし 尿処理 放流水	省略				
	大腸菌数検査	滅菌瓶入 り0.1リ ットル	1検体	<u>2,180円</u>	
12 省略					
13 放射 能測定	ア ガンマ線核種分 析(3核種以内) (7) 灰化を要しな いもの(液体試 料を除く。)	検査に必 要な量	1検体	<u>20,760円</u>	
	(4) 灰化を要しな いもの(液体試 料に限る。)	同	同	<u>16,420円</u>	
	イ アの項試験項目 の欄に掲げるガン マ線核種分析に合 わせて行うガンマ 線核種分析	同	1核種	<u>3,850円</u>	
14 毒性 検査	微生物試験		1検体	<u>19,290円</u>	
15 排泄 物、分 泌物及 び浸出 物	ア～ウ 省略				
	エ 平板分離培養検 査		同	<u>760円</u>	
	オ～ク 省略				
16・17 省略					
18 ウイ ルス (脳死 及び心 停止後 の臓器 提供者 検査以 外のも の)	分離検査		1検体 1項目	<u>10,740円</u>	
	省略				
19 省略					
20 免疫 学的検 査(脳 死及び 心停止 後の臓 器提供 者検査 以外の もの)	省略				
	蛍光抗体法		1検体 1項目	<u>2,630円</u>	
	組織適合性検査(H LA遺伝子 Aロー カス検査)		同	<u>26,730円</u>	
	同(HLA遺伝子 Bローカス検査)		同	<u>26,740円</u>	
	同(HLA遺伝子 Cwローカス検査)		同	<u>26,560円</u>	
11 下水 又はし 尿処理 放流水	省略				
	大腸菌群数検査	滅菌瓶入 り0.1リ ットル	1検体	<u>1,440円</u>	
12 省略					
13 放射 能測定	ア ガンマ線核種分 析(3核種以内) (7) 灰化を要しな いもの(液体試 料を除く。)	検査に必 要な量	1検体	<u>18,850円</u>	
	(4) 灰化を要しな いもの(液体試 料に限る。)	同	同	<u>15,700円</u>	
	イ アの項試験項目 の欄に掲げるガン マ線核種分析に合 わせて行うガンマ 線核種分析	同	1核種	<u>3,130円</u>	
14 毒性 検査	微生物試験		1検体	<u>19,090円</u>	
15 排泄 物、分 泌物及 び浸出 物	ア～ウ 省略				
	エ 平板分離培養検 査		同	<u>470円</u>	
	オ～ク 省略				
16・17 省略					
18 ウイ ルス (脳死 及び心 停止後 の臓器 提供者 検査以 外のも の)	分離検査		1検体 1項目	<u>8,090円</u>	
	省略				
19 省略					
20 免疫 学的検 査(脳 死及び 心停止 後の臓 器提供 者検査 以外の もの)	省略				
	蛍光抗体法		1検体 1項目	<u>2,600円</u>	
	組織適合性検査(H LA遺伝子 Aロー カス検査)		同	<u>9,170円</u>	
	同(HLA遺伝子 Bローカス検査)		同	<u>10,090円</u>	
	同(HLA遺伝子 Cwローカス検査)		同	<u>9,170円</u>	

	同（HLA遺伝子DRB1ローカス検査）		同	26,560円
	同（HLA遺伝子DQB1ローカス検査）		同	29,350円
	同（クロスマッチ検査（CDC法））		同	17,270円
	同（クロスマッチ検査（FCXM法））		同	41,980円
21 省略				
22 遺伝子学的検査	遺伝子増幅検査		1検体	7,260円
	薬剤耐性遺伝子検査		同	10,190円
23～26 省略				

	同（HLA遺伝子DRB1ローカス検査）		同	6,310円
	同（HLA遺伝子DQB1ローカス検査）		同	7,620円
	同（クロスマッチ検査（CDC法））		同	11,690円
	同（クロスマッチ検査（FCXM法））		同	41,340円
21 省略				
22 遺伝子学的検査	遺伝子増幅検査		1検体	6,540円
	薬剤耐性遺伝子検査		同	10,150円
23～26 省略				

（愛媛県港湾管理条例施行規則の一部改正）

第4条 愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表第3（第17条関係）								別表第3（第17条関係）							
（単位 円）								（単位 円）							
品目名	単位	金額						品目名	単位	金額					
		重要港湾		地方港湾(A)		地方港湾(B)				重要港湾		地方港湾(A)		地方港湾(B)	
		内航船舶	外航船舶	内航船舶	外航船舶	内航船舶	外航船舶			内航船舶	外航船舶	内航船舶	外航船舶	内航船舶	外航船舶
農水産品								農水産品							
1 穀類								1 穀類							
(1) 米、麦	1トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(1) 米、麦	1トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
(2) 雑穀、豆	1トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(2) 雑穀、豆	1トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
(3) 落花生	1トン	<u>15.2</u>	<u>13.7</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>8.7</u>	<u>8</u>	(3) 落花生	1トン	<u>14.3</u>	<u>12.9</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>8.2</u>	<u>7.5</u>
2 野菜、果物								2 野菜、果物							
(4) 芋類	1トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(4) 芋類	1トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
(5) 野菜類	1トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(5) 野菜類	1トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
(6) 果物類	1トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(6) 果物類	1トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
3 綿花								3 綿花							
(7) 綿花	1トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(7) 綿花	1トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
4 その他農産品								4 その他農産品							
(8) 工芸作物	1トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(8) 工芸作物	1トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>

(9) 農産加工品	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7	(9) 農産加工品	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(10) 他に分類されない農産品	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(10) 他に分類されない農産品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
5 羊毛								5 羊毛							
(11) 羊毛	1トン	25.3	23.1	19	17.3	12.5	11.5	(11) 羊毛	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
6 その他畜産品								6 その他畜産品							
(12) 獣類	1トン	25.3	23.1	19	17.3	12.5	11.5	(12) 獣類	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(13) 鳥類	1トン	19	17.3	15.2	13.7	11.3	10.3	(13) 鳥類	1トン	17.8	16.2	14.3	12.9	10.6	9.7
(14) 鳥獣肉	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(14) 鳥獣肉	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(15) 未加工乳	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7	(15) 未加工乳	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(16) 鳥卵	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7	(16) 鳥卵	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(17) 動物性粗繊維、原皮、原毛皮	1トン	25.3	23.1	19	17.3	12.5	11.5	(17) 動物性粗繊維、原皮、原毛皮	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(18) 他に分類されない畜産品	1トン	25.3	23.1	19	17.3	12.5	11.5	(18) 他に分類されない畜産品	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
7 水産品								7 水産品							
(19) 魚介類（生鮮、冷凍のもの）	1トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8	(19) 魚介類（生鮮、冷凍のもの）	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(20) 魚介類（塩蔵、乾燥のもの）	1トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8	(20) 魚介類（塩蔵、乾燥のもの）	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(21) その他の水産品	1トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8	(21) その他の水産品	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
林産品								林産品							
8 原木								8 原木							
(22) 原木	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7	(22) 原木	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(23) 製材	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7	(23) 製材	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
9 樹脂類								9 樹脂類							
(24) 樹脂類	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(24) 樹脂類	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
10 その他木材								10 その他木材							
(25) その他木材	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7	(25) その他木材	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
11 薪炭								11 薪炭							
(26) 薪炭	1トン	7.3	6.8	6.3	5.7	3.7	3.4	(26) 薪炭	1トン	6.9	6.4	5.9	5.4	3.5	3.2
(27) 木炭	1トン	7.3	6.8	6.3	5.7	3.7	3.4	(27) 木炭	1トン	6.9	6.4	5.9	5.4	3.5	3.2
鉱産品								鉱産品							

12 石炭									12 石炭								
(28) 石炭	1 トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7		(28) 石炭	1 トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
(29) 亜炭	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(29) 亜炭	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
13 鉄鉱石									13 鉄鉱石								
(30) 鉄鉱、 硫化鉄鉱	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(30) 鉄鉱、 硫化鉄鉱	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
14 その他の 金属鉱									14 その他の 金属鉱								
(31) 非鉄鉱	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(31) 非鉄鉱	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(32) その他 の金属鉱	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(32) その他 の金属鉱	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
15 砂利、 砂、石材									15 砂利、 砂、石材								
(33) 砂利	1 トン	19	17.3	16.2	14.9	12.5	11.5		(33) 砂利	1 トン	17.8	16.2	15.2	14	11.7	10.8	
(34) 砂	1 トン	19	17.3	16.2	14.9	12.5	11.5		(34) 砂	1 トン	17.8	16.2	15.2	14	11.7	10.8	
(35) 石材	1 トン	19	17.3	16.2	14.9	12.5	11.5		(35) 石材	1 トン	17.8	16.2	15.2	14	11.7	10.8	
16 原油									16 原油								
(36) 原油	1 キロ リット ル	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7		(36) 原油	1 キロ リット ル	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
17 りん鉱石									17 りん鉱石								
(37) りん鉱 石	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(37) りん鉱 石	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
18 石灰石									18 石灰石								
(38) 石灰石	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(38) 石灰石	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
19 原塩									19 原塩								
(39) 原塩	1 トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7		(39) 原塩	1 トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
20 その他非 金属鉱物									20 その他非 金属鉱物								
(40) その他 非金属鉱 物	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(40) その他 非金属鉱 物	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
金属機械工 業品									金属機械工 業品								
21 鉄鋼									21 鉄鋼								
(41) 鉄	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(41) 鉄	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(42) 鋼	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(42) 鋼	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(43) 鋼材	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(43) 鋼材	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
22 非鉄金属									22 非鉄金属								
(44) 地金、 合金	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(44) 地金、 合金	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(45) 伸鋼品	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(45) 伸鋼品	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(46) 電線、 ケーブル	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8		(46) 電線、 ケーブル	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
23 金属製品									23 金属製品								

(47) 建設用 金属製品	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(47) 建設用 金属製品	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(48) 線材製 品	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(48) 線材製 品	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(49) 刃物工 具	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(49) 刃物工 具	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(50) その他 金属製品	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(50) その他 金属製品	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
24 輸送機械								24 輸送機械							
(51) 鉄道車 両	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(51) 鉄道車 両	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
	大	<u>63.8</u>	<u>58</u>	<u>50.9</u>	<u>46.3</u>	<u>38.1</u>	<u>34.7</u>		大	<u>59.7</u>	<u>54.3</u>	<u>47.7</u>	<u>43.4</u>	<u>35.7</u>	<u>32.5</u>
(52) 自動車	1 台中	<u>50.9</u>	<u>46.3</u>	<u>40.7</u>	<u>37</u>	<u>30.6</u>	<u>27.7</u>	(52) 自動車	1 台中	<u>47.7</u>	<u>43.4</u>	<u>38.1</u>	<u>34.7</u>	<u>28.7</u>	<u>26</u>
	小	<u>44.6</u>	<u>40.6</u>	<u>35.5</u>	<u>32.3</u>	<u>26.6</u>	<u>24.2</u>		小	<u>41.8</u>	<u>38</u>	<u>33.3</u>	<u>30.3</u>	<u>24.9</u>	<u>22.7</u>
(53) 自 転 車、その 他の車両	1 台大	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(53) 自 転 車、その 他の車両	1 台大	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
	小	<u>3.7</u>	<u>3.4</u>	<u>2.3</u>	<u>2.1</u>	<u>2.3</u>	<u>2.1</u>		小	<u>3.5</u>	<u>3.2</u>	<u>2.2</u>	<u>2</u>	<u>2.2</u>	<u>2</u>
(54) 船舶	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(54) 船舶	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(55) 船具	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(55) 船具	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(56) 航空機	1 トン	<u>25.3</u>	<u>23.1</u>	<u>19</u>	<u>17.3</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	(56) 航空機	1 トン	<u>23.7</u>	<u>21.7</u>	<u>17.8</u>	<u>16.2</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>
25 その他機 械								25 その他機 械							
(57) 産業機 械	1 トン	<u>19</u>	<u>17.3</u>	<u>15.2</u>	<u>13.7</u>	<u>11.3</u>	<u>10.3</u>	(57) 産業機 械	1 トン	<u>17.8</u>	<u>16.2</u>	<u>14.3</u>	<u>12.9</u>	<u>10.6</u>	<u>9.7</u>
(58) 電気機 械	1 トン	<u>19</u>	<u>17.3</u>	<u>15.2</u>	<u>13.7</u>	<u>11.3</u>	<u>10.3</u>	(58) 電気機 械	1 トン	<u>17.8</u>	<u>16.2</u>	<u>14.3</u>	<u>12.9</u>	<u>10.6</u>	<u>9.7</u>
(59) 照明器 具	1 トン	<u>17.7</u>	<u>16.1</u>	<u>13.8</u>	<u>12.7</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	(59) 照明器 具	1 トン	<u>16.6</u>	<u>15.1</u>	<u>13</u>	<u>11.9</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>
(60) 民生用 電気機器	1 トン	<u>17.7</u>	<u>16.1</u>	<u>13.8</u>	<u>12.7</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	(60) 民生用 電気機器	1 トン	<u>16.6</u>	<u>15.1</u>	<u>13</u>	<u>11.9</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>
(61) 度量衡 器	1 トン	<u>25.3</u>	<u>23.1</u>	<u>19</u>	<u>17.3</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	(61) 度量衡 器	1 トン	<u>23.7</u>	<u>21.7</u>	<u>17.8</u>	<u>16.2</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>
(62) 時計	1 トン	<u>25.3</u>	<u>23.1</u>	<u>19</u>	<u>17.3</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	(62) 時計	1 トン	<u>23.7</u>	<u>21.7</u>	<u>17.8</u>	<u>16.2</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>
(63) 他に分 類されな い機械	1 トン	<u>25.3</u>	<u>23.1</u>	<u>19</u>	<u>17.3</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	(63) 他に分 類されな い機械	1 トン	<u>23.7</u>	<u>21.7</u>	<u>17.8</u>	<u>16.2</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>
化学工業品								化学工業品							
26 陶磁器								26 陶磁器							
(64) 陶磁器	1 トン	<u>17.7</u>	<u>16.1</u>	<u>13.8</u>	<u>12.7</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	(64) 陶磁器	1 トン	<u>16.6</u>	<u>15.1</u>	<u>13</u>	<u>11.9</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>
27 セメント								27 セメント							
(65) セメン ト	1 トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(65) セメン ト	1 トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
28 ガラス類								28 ガラス類							
(66) 板ガラ ス	1 トン	<u>17.7</u>	<u>16.1</u>	<u>13.8</u>	<u>12.7</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	(66) 板ガラ ス	1 トン	<u>16.6</u>	<u>15.1</u>	<u>13</u>	<u>11.9</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>
(67) ガラス 製品	1 トン	<u>17.7</u>	<u>16.1</u>	<u>13.8</u>	<u>12.7</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	(67) ガラス 製品	1 トン	<u>16.6</u>	<u>15.1</u>	<u>13</u>	<u>11.9</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>

29	その他窯業品																		
(68)	れんが	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8											
(69)	セメント製品	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8											
(70)	石灰	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7											
(71)	土管	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8											
(72)	他に分類されない窯業品	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8											
30	重油																		
(73)	重油	1キロリットル	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7											
31	石油製品																		
(74)	揮発油	1キロリットル	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7											
(75)	その他の石油	1キロリットル	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7											
(76)	その他の石油製品	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8											
32	コークス																		
(77)	コークス	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7											
33	その他石炭製品																		
(78)	その他の石炭製品	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8											
34	化学薬品																		
(79)	硫酸	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8											
(80)	ソーダ	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8											
(81)	その他の化学薬品	1トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8											
35	化学肥料																		
(82)	窒素原肥料	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7											
(83)	りん酸原肥料	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7											
(84)	カリ原肥料	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7											
(85)	その他の化学肥料	1トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7											
29	その他窯業品																		
(68)	れんが	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4											
(69)	セメント製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4											
(70)	石灰	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4											
(71)	土管	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4											
(72)	他に分類されない窯業品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4											
30	重油																		
(73)	重油	1キロリットル	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4											
31	石油製品																		
(74)	揮発油	1キロリットル	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4											
(75)	その他の石油	1キロリットル	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4											
(76)	その他の石油製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4											
32	コークス																		
(77)	コークス	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4											
33	その他石炭製品																		
(78)	その他の石炭製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4											
34	化学薬品																		
(79)	硫酸	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4											
(80)	ソーダ	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4											
(81)	その他の化学薬品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4											
35	化学肥料																		
(82)	窒素原肥料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4											
(83)	りん酸原肥料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4											
(84)	カリ原肥料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4											
(85)	その他の化学肥料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4											

36 染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品																			
(86) 染料、顔料、塗料	1 トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8												
(87) 合成樹脂	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
(88) 動植物性油脂	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
(89) 医薬品	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
(90) 石けん、洗剤	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
(91) 線香	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
(92) 火薬類、危険品	1 トン	25.3	23.1	19	17.3	12.5	11.5												
(93) 他に分類されない化学工業品	1 トン	17.7	16.1	13.8	12.7	9.9	9.1												
軽工業品																			
37 紙、パルプ																			
(94) パルプ	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
(95) 紙	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
(96) その他製紙原料	1 トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7												
38 糸、紡績半製品																			
(97) 糸、紡績半製品	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
39 その他繊維工業品																			
(98) 織物	1 トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8												
40 砂糖																			
(99) 砂糖	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
41 その他食料工業品																			
(100) 製造食品	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8												
(101) 缶瓶詰食料	1 トン	13.8	12.7	11.3	10.3	8.7	8												
(102) 菓子	1 トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8												
(103) 嗜好品	1 トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7												
(104) 調味料	1 トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7												
36 染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品																			
(86) 染料、顔料、塗料	1 トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5												
(87) 合成樹脂	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
(88) 動植物性油脂	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
(89) 医薬品	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
(90) 石けん、洗剤	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
(91) 線香	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
(92) 火薬類、危険品	1 トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8												
(93) 他に分類されない化学工業品	1 トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6												
軽工業品																			
37 紙、パルプ																			
(94) パルプ	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
(95) 紙	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
(96) その他製紙原料	1 トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4												
38 糸、紡績半製品																			
(97) 糸、紡績半製品	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
39 その他繊維工業品																			
(98) 織物	1 トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5												
40 砂糖																			
(99) 砂糖	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
41 その他食料工業品																			
(100) 製造食品	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4												
(101) 缶瓶詰食料	1 トン	13	11.9	10.6	9.7	8.2	7.5												
(102) 菓子	1 トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5												
(103) 嗜好品	1 トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4												
(104) 調味料	1 トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4												

(105) 飲料	1 トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8	(105) 飲料	1 トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(106) 酒類	1 トン	20.3	18.4	17.7	16.1	15.2	13.7	(106) 酒類	1 トン	19	17.3	16.6	15.1	14.3	12.9
(107) 清涼飲料水	1 トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8	(107) 清涼飲料水	1 トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(108) 氷	1 トン	19	17.3	16.2	14.9	12.5	11.5	(108) 氷	1 トン	17.8	16.2	15.2	14	11.7	10.8
(109) 他に分類されない食料工業品	1 トン	9.9	9.1	7.3	6.8	6.3	5.7	(109) 他に分類されない食料工業品	1 トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
雑工業品								雑工業品							
42 玩具								42 玩具							
(110) 玩具	1 トン	17.7	16.1	13.8	12.7	9.9	9.1	(110) 玩具	1 トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
43 日用品								43 日用品							
(111) 書籍、印刷物	1 トン	13.8	12.7	11.3	10.3	8.7	8	(111) 書籍、印刷物	1 トン	13	11.9	10.6	9.7	8.2	7.5
(112) 衣服、身回り品	1 トン	25.3	23.1	19	17.3	12.5	11.5	(112) 衣服、身回り品	1 トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(113) 畳表類	1 トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8	(113) 畳表類	1 トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(114) 傘	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(114) 傘	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(115) 履物	1 トン	17.7	16.1	13.8	12.7	9.9	9.1	(115) 履物	1 トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
(116) 文房具、運動娯楽用品	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(116) 文房具、運動娯楽用品	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(117) 楽器	1 トン	25.3	23.1	19	17.3	12.5	11.5	(117) 楽器	1 トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(118) 家具装備品	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(118) 家具装備品	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(119) 金庫	1 トン	25.3	23.1	19	17.3	12.5	11.5	(119) 金庫	1 トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(120) 衛生暖房用具	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(120) 衛生暖房用具	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(121) 台所用品、食卓用品	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(121) 台所用品、食卓用品	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(122) 装飾用品	1 トン	25.3	23.1	19	17.3	12.5	11.5	(122) 装飾用品	1 トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(123) ろうそく	1 トン	15.2	13.7	12.5	11.5	8.7	8	(123) ろうそく	1 トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(124) マッチ	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(124) マッチ	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(125) 他に分類されない日用品	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(125) 他に分類されない日用品	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
44 ゴム製品								44 ゴム製品							
(126) ゴム製品	1 トン	19	17.3	15.2	13.7	11.3	10.3	(126) ゴム製品	1 トン	17.8	16.2	14.3	12.9	10.6	9.7
(127) その他のゴム製品	1 トン	12.5	11.5	9.9	9.1	7.3	6.8	(127) その他のゴム製品	1 トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
45 木製品								45 木製品							

(128) 経木	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(128) 経木	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(129) 木製品 (他に分類されないもの)	1 トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(129) 木製品 (他に分類されないもの)	1 トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
46 その他製造工業品								46 その他製造工業品							
(130) 皮革製品	1 トン	<u>25.3</u>	<u>23.1</u>	<u>19</u>	<u>17.3</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	(130) 皮革製品	1 トン	<u>23.7</u>	<u>21.7</u>	<u>17.8</u>	<u>16.2</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>
(131) 紙製品	1 トン	<u>13.8</u>	<u>12.7</u>	<u>11.3</u>	<u>10.3</u>	<u>8.7</u>	<u>8</u>	(131) 紙製品	1 トン	<u>13</u>	<u>11.9</u>	<u>10.6</u>	<u>9.7</u>	<u>8.2</u>	<u>7.5</u>
(132) 農林用器具	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(132) 農林用器具	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(133) 草類製品	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(133) 草類製品	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(134) その他菌製品	1 トン	<u>15.2</u>	<u>13.7</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>8.7</u>	<u>8</u>	(134) その他菌製品	1 トン	<u>14.3</u>	<u>12.9</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>8.2</u>	<u>7.5</u>
(135) 魚網	1 トン	<u>15.2</u>	<u>13.7</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>8.7</u>	<u>8</u>	(135) 魚網	1 トン	<u>14.3</u>	<u>12.9</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>8.2</u>	<u>7.5</u>
(136) ロープ類	1 トン	<u>15.2</u>	<u>13.7</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>8.7</u>	<u>8</u>	(136) ロープ類	1 トン	<u>14.3</u>	<u>12.9</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>8.2</u>	<u>7.5</u>
(137) 他に分類されない製造工業品	1 トン	<u>15.2</u>	<u>13.7</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>8.7</u>	<u>8</u>	(137) 他に分類されない製造工業品	1 トン	<u>14.3</u>	<u>12.9</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>8.2</u>	<u>7.5</u>
特殊品								特殊品							
47 金属くず								47 金属くず							
(138) 鉄くず	1 トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(138) 鉄くず	1 トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
(139) 非鉄金属くず	1 トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(139) 非鉄金属くず	1 トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
48 くずもの								48 くずもの							
(140) くずもの	1 トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(140) くずもの	1 トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
(141) ガラスくず	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(141) ガラスくず	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
49 動植物性製造飼肥料								49 動植物性製造飼肥料							
(142) 動植物性製造飼肥料	1 トン	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	(142) 動植物性製造飼肥料	1 トン	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>
50 輸送用容器								50 輸送用容器							
(143) 金属性容器	1 トン	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	<u>4.9</u>	<u>4.4</u>	(143) 金属性容器	1 トン	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>	<u>4.6</u>	<u>4.2</u>
(144) ボンベ	1 トン	<u>15.2</u>	<u>13.7</u>	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	(144) ボンベ	1 トン	<u>14.3</u>	<u>12.9</u>	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>
(145) 箱類	1 トン	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	<u>4.9</u>	<u>4.4</u>	(145) 箱類	1 トン	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>	<u>4.6</u>	<u>4.2</u>
(146) たる類	1 トン	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	<u>6.3</u>	<u>5.7</u>	<u>4.9</u>	<u>4.4</u>	(146) たる類	1 トン	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>	<u>5.9</u>	<u>5.4</u>	<u>4.6</u>	<u>4.2</u>
(147) 籠、ざる類	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>	(147) 籠、ざる類	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>

(148) その他 の輸送用 容器	1 トン	<u>17.7</u>	<u>16.1</u>	<u>13.8</u>	<u>12.7</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>
51 取合せ品							
(149) 引越荷 物	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>
(150) 自動車 便路線貨 物	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>
(151) 内外航 船舶小口 混載貨物	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>
52 分類不能 のもの							
(152) 分類不 能のもの	1 トン	<u>12.5</u>	<u>11.5</u>	<u>9.9</u>	<u>9.1</u>	<u>7.3</u>	<u>6.8</u>

注 省略

(148) その他 の輸送用 容器	1 トン	<u>16.6</u>	<u>15.1</u>	<u>13</u>	<u>11.9</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>
51 取合せ品							
(149) 引越荷 物	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(150) 自動車 便路線貨 物	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
(151) 内外航 船舶小口 混載貨物	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>
52 分類不能 のもの							
(152) 分類不 能のもの	1 トン	<u>11.7</u>	<u>10.8</u>	<u>9.3</u>	<u>8.6</u>	<u>6.9</u>	<u>6.4</u>

注 省略

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部改正)

第5条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						
使 用 料						使 用 料						
区分	種別	細 別	単位	金額	備考	区分	種別	細 別	単位	金額	備考	
技術 開発 関係	機械	1～11 省略				技術 開発 関係	機械	1～11 省略				
	金属 用機 器	用機 器	12 省略				金属 用機 器	用機 器	12 <u>万能工具顕微鏡</u>	<u>1時間</u>	<u>880円</u>	
			13 省略						13 省略			
			14 省略						14 省略			
			15 省略						15 省略			
			16 省略						16 省略			
			17 省略						17 省略			
			18 省略						18 省略			
			19 省略						19 省略			
			20 省略						20 省略			
			21 省略						21 省略			
			22 省略						22 省略			
			23 省略						23 省略			
			24 省略						24 省略			
			25 省略						25 省略			
26 省略				26 省略								
27 省略				27 省略								
28 省略				28 省略								

	29 省略			
	30 省略			
	31 省略			
	32 省略			
	33 省略			
	34 省略			
	35 省略			
	36 省略			
	37 省略			
	38 省略			
電子 用機 器	1 ~ 19 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	24 省略			
	25 省略			
	26 省略			
	27 省略			
	28 省略			
	29 省略			
	30 省略			
	31 省略			
32 省略				
化学 用機 器	1 ~ 7 省略			
	8 省略			
	9 省略			
	10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
	16 省略			
	17 省略			
	18 省略			
	19 省略			
20 省略				
21 省略				

	30 省略			
	31 省略			
	32 省略			
	33 放電プラズマ焼結機	1 時間	2,860円	
	34 省略			
	35 省略			
	36 省略			
	37 省略			
	38 省略			
	39 省略			
	40 省略			
電子 用機 器	1 ~ 19 省略			
	20 電磁波測定システム	1 時間	440円	
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	24 省略			
	25 省略			
	26 省略			
	27 省略			
	28 省略			
	29 省略			
	30 省略			
	31 省略			
	32 省略			
33 省略				
化学 用機 器	1 ~ 7 省略			
	8 熱分解ガスクロマトグラフ	1 時間	550円	
	9 省略			
	10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
	16 省略			
	17 省略			
	18 省略			
	19 省略			
	20 省略			
21 省略				
22 省略				

	22	省略		
	23	省略		
	24	省略		
	25	省略		
	26	省略		
	27	省略		
	28	ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析計	1時間	880円
	29	省略		
	30	省略		
	31	省略		
	32	省略		
	33	省略		
	34	省略		
	35	省略		
	36	省略		
	37	省略		
	38	誘導結合プラズマ質量分析装置	1時間	1,980円
	39	引張試験機	1時間	550円
食品産業関係	食品加工用機器	1	省略	
		2	自動アミノ酸分析機	1時間 2,970円
		3	高温高圧調理殺菌装置	1時間 990円
		4	省略	
		5	省略	
		6	省略	
		7	省略	
		8	省略	
		9	省略	
		10	省略	
		11	省略	
		12	省略	
		13	省略	
		14	省略	
		15	省略	
		16	省略	
	17	原子吸光分光光度計	1時間	2,860円

	23	I C P 発光分光分析装置	1時間	1,980円
	24	省略		
	25	省略		
	26	省略		
	27	省略		
	28	省略		
	29	省略		
	30	ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析計	1時間	770円
	31	液体窒素製造装置	1時間	550円
	32	省略		
	33	省略		
	34	省略		
	35	省略		
	36	省略		
	37	省略		
	38	省略		
	39	省略		
	40	省略		
食品産業関係	食品加工用機器	1	省略	
		2	自動アミノ酸分析機	1時間 2,750円
		3	高温高圧調理殺菌装置	1時間 880円
		4	省略	
		5	簡易くん煙装置	1時間 660円
		6	省略	
		7	省略	
		8	省略	
		9	省略	
		10	省略	
		11	省略	
		12	省略	
		13	省略	
		14	省略	
		15	省略	
		16	省略	
		17	省略	
	18	原子吸光分光光度計	1時間	2,420円

18	省略			
19	省略			
20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	真空式ドラムドラ イヤ	1時間	1,430円	
50	省略			
51	省略			
52	省略			
53	省略			
54	省略			
55	省略			
56	省略			
57	省略			
58	省略			
59	省略			
60	省略			

19	省略			
20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	省略			
50	真空式ドラムドラ イヤ	1時間	1,210円	
51	省略			
52	省略			
53	省略			
54	省略			
55	省略			
56	省略			
57	省略			
58	省略			
59	省略			
60	省略			
61	省略			

		61	省略						
		62	省略						
		63	省略						
		64	H P L C / 質量分 析計	1 時間	2,310円				
		65	省略						
		66	省略						
		67	省略						
		68	省略						
		69	省略						
		70	省略						
		71	省略						
		72	細胞培養システム	1 時間	550円				
窯業 関係	焼成 窯及 び炉	1	電気炉	1 回	13,530円	省略			
		2	電気炉	1 回	9,240円	省略			
		3	電気炉	1 回	7,040円	省略			
		4	焼結試験装置	1 回	2,090円				
		5	省略						
		6	ガス炉	1 回	4,290円	省略			
		7	磁器用高温炉	1 回	13,530円				
		省略							
繊維 産業 関係	染織 用機 器	1 ~ 12	省略						
		13	高温高压チーズ染 色乾燥機	1 時間	990円				
		14	オーバーマイヤー 染色機	1 時間	990円				
		15 ~ 21	省略						
		22	紫外可視分光光度 計	1 時間	550円				
		23 ~ 28	省略						
		29	省略						
		30	省略						
		31	省略						
		32	省略						
		33	省略						
		34	オートクレーブ	省略					
		35	省略						
		36	省略						
		37	省略						
38	ガス蒸気吸着量測 定装置	1 時間	660円						
39	省略								
40	省略								
		62	省略						
		63	省略						
		64	省略						
		65	H P L C / 質量分 析計	1 時間	1,980円				
		66	省略						
		67	省略						
		68	省略						
		69	省略						
		70	省略						
		71	省略						
		72	省略						
窯業 関係	焼成 窯及 び炉	1	電気炉	1 回	13,090円	省略			
		2	電気炉	1 回	8,910円	省略			
		3	電気炉	1 回	6,820円	省略			
		4	焼結試験装置	1 回	1,980円				
		5	省略						
		6	ガス炉	1 回	4,180円	省略			
		7	磁器用高温炉	1 回	13,090円				
		省略							
繊維 産業 関係	染織 用機 器	1 ~ 12	省略						
		13	高温高压チーズ染 色乾燥機	1 時間	770円				
		14	オーバーマイヤー 染色機	1 時間	770円				
		15 ~ 21	省略						
		22	紫外可視分光光度 計	1 時間	440円				
		23 ~ 28	省略						
		29	省略						
		30	省略						
		31	省略						
		32	省略						
		33	省略						
		34	省略						
		35	オートクレーブ	省略					
		36	省略						
		37	省略						
38	ガス蒸気吸着量測 定装置	1 時間	550円						
39	省略								
40	省略								
41	省略								

紙産業関係	共同研究室		1平方メートル1月	1,320円		
	省略					
	製紙用機器	1~3 省略				
		4 抄紙機		1時間	13,750円	
		5~8 省略				
		9 パルパー		1時間	660円	
		10~19 省略				
		20 試験用ピーター		1時間	1,210円	
		21・22 省略				
	紙加工用機器	1 省略				
		2 多目的不織布製造装置		1時間	8,800円	
		3~8 省略				
		9 マルチコーター		1時間	7,810円	
		10~13 省略				
	物理試験用機器	1~20 省略				
		21 ガス透過度試験機		1時間	660円	
		22~32 省略				
	化学試験用機器	1~7 省略				
		8 蛍光X線分析装置		1時間	550円	
		9~29 省略				
		30 ガスクロマトグラフ		1時間	660円	
31~34 省略						
35 ガスクロマトグラフ飛行時間型質量分析装置			1時間	880円		
36~42 省略						
省略						

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単位	金 額		
				A	B	C
				円	円	円
省略						
食品産業関係	試験	1 食品類に関する試験 (1)~(4) 省略 (5) 容器又は包装	1件	17,050	省略	
		2 その他の化学試験及び物理試験				

紙産業関係	共同研究室		1平方メートル1月	1,220円		
	省略					
	製紙用機器	1~3 省略				
		4 抄紙機		1時間	13,530円	
		5~8 省略				
		9 パルパー		1時間	550円	
		10~19 省略				
		20 試験用ピーター		1時間	1,100円	
		21・22 省略				
	紙加工用機器	1 省略				
		2 多目的不織布製造装置		1時間	8,690円	
		3~8 省略				
		9 マルチコーター		1時間	7,480円	
		10~13 省略				
	物理試験用機器	1~20 省略				
		21 ガス透過度試験機		1時間	550円	
		22~32 省略				
	化学試験用機器	1~7 省略				
		8 蛍光X線分析装置		1時間	880円	
		9~29 省略				
		30 ガスクロマトグラフ		1時間	550円	
31~34 省略						
35 ガスクロマトグラフ飛行時間型質量分析装置			1時間	770円		
36~42 省略						
省略						

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単位	金 額		
				A	B	C
				円	円	円
省略						
食品産業関係	試験	1 食品類に関する試験 (1)~(4) 省略 (5) 容器又は包装	1件	15,620	省略	
		2 その他の化学試験及び物理試験				

		(1) 省略 (2) 物理試験	1件	5,060	<u>2,970</u>	省略	
窯業 関係	試験	1 省略					
		2 一般物理的 性能試験 (1)~(4) 省略					
		(5) 耐震試験	1件	<u>6,380</u>			
		(6) 熱衝撃試 験	1件	<u>2,750</u>			
		3・4 省略					
		5 耐寒度試験	1件	<u>14,520</u>			
		6 省略					
		7 焼成試験 (1) 省略 (2) 電気炉	1件	<u>30,690</u>			
はい 土、 ゆう 薬、 顔料 等調 製及 び加 工	はい土、ゆう 薬、顔料等調製 及び加工	1件	<u>32,120</u>				
省略							
繊維 産業 関係	試験	1 化学試験	1件	3,630	<u>1,320</u>	<u>1,100</u>	
		2 省略					
	染織 整理 等試 作加 工	1 精練漂白 (1) 綿、化学 合成繊維 (2) チーズ、 さらしのり 付乾燥	1キ ログ ラム	<u>1,980</u>	<u>1,540</u>	<u>1,100</u>	
			1キ ログ ラム	<u>1,760</u>	<u>1,210</u>	<u>990</u>	
			1キ ログ ラム	<u>1,870</u>	<u>1,540</u>	<u>1,210</u>	
			1キ ログ ラム	<u>2,750</u>	<u>1,870</u>	<u>1,650</u>	
			1キ ログ ラム	<u>2,970</u>	<u>2,200</u>	<u>1,760</u>	
	2 染色 (1) 人絹糸 (2) 省略 (3) 化学合成 繊維系 (4) チーズ染 色乾燥 (5) 後染加工	1キ ログ ラム	<u>1,650</u>	<u>1,320</u>	<u>1,100</u>		
		1キ ログ ラム					
		1キ ログ ラム					
3~5 省略							
窯業 関係	試験	(1) 省略 (2) 物理試験	1件	5,060	<u>2,860</u>	省略	
		1 省略					
		2 一般物理的 性能試験 (1)~(4) 省略					
		(5) 耐震試験	1件	<u>6,270</u>			
		3・4 省略					
		5 耐寒度試験	1件	<u>14,190</u>			
		6 省略					
		7 焼成試験 (1) 省略 (2) 電気炉	1件	<u>30,250</u>			
	はい 土、 ゆう 薬、 顔料 等調 製及 び加 工	はい土、ゆう 薬、顔料等調製 及び加工	1件	<u>31,900</u>			
	省略						
繊維 産業 関係	試験	1 化学試験	1件	3,630	<u>1,100</u>	<u>990</u>	
		2 省略					
	染織 整理 等試 作加 工	1 精練漂白 (1) 綿、化学 合成繊維 (2) チーズ、 さらしのり 付乾燥	1キ ログ ラム	<u>770</u>	<u>550</u>	<u>440</u>	
			1キ ログ ラム	<u>770</u>	<u>550</u>	<u>440</u>	
			1キ ログ ラム	<u>1,760</u>	<u>1,430</u>	<u>990</u>	
			1キ ログ ラム	<u>1,320</u>	<u>880</u>	<u>770</u>	
			1キ ログ ラム	<u>1,210</u>	<u>880</u>	<u>770</u>	
	2 染色 (1) 人絹糸 (2) 省略 (3) 化学合成 繊維系 (4) チーズ染 色乾燥 (5) 後染加工	1キ ログ ラム	<u>1,540</u>	<u>1,210</u>	<u>990</u>		
		1キ ログ ラム					
		1キ ログ ラム					
3~5 省略							

図案調製	図案調製	1件	33,770		
省略					

注 省略

図案調製	図案調製	1件	33,110		
省略					

注 省略

(愛媛県家畜種付等手数料規則の一部改正)

第6条 愛媛県家畜種付等手数料規則(昭和31年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
畜種	精液料	注入料	受精卵移植料	畜種	精液料	注入料	受精卵移植料
乳牛		1回につき <u>2,450円</u>	1回につき <u>10,400円</u>	乳牛		1回につき <u>1,670円</u>	1回につき <u>10,220円</u>
和牛		1回につき <u>2,450円</u>	1回につき <u>10,400円</u>	和牛		1回につき <u>1,670円</u>	1回につき <u>10,220円</u>
馬		1回につき <u>2,450円</u>	省略	馬		1回につき <u>1,670円</u>	省略
豚	1回につき <u>1,090円</u>	1回につき <u>2,450円</u>	省略	豚	1回につき <u>1,060円</u>	1回につき <u>1,670円</u>	省略
めん羊		1回につき <u>2,450円</u>	省略	めん羊		1回につき <u>1,670円</u>	省略
山羊		1回につき <u>2,450円</u>	省略	山羊		1回につき <u>1,670円</u>	省略

(愛媛県農林水産研究所使用規則の一部改正)

第7条 愛媛県農林水産研究所使用規則(昭和38年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第17条関係)				別表(第17条関係)			
1 分析等に係る使用料				1 分析等に係る使用料			
種別	細別	単位	金額	種別	細別	単位	金額
肥料の定量分析	水分分析	1件につき	<u>2,100円</u>	肥料の定量分析	水分分析	1件につき	<u>2,000円</u>
	窒素分析	1件につき	<u>4,700円</u>		窒素分析	1件につき	<u>4,600円</u>
	省略				省略		
	アルカリ分分析	1件につき	<u>4,900円</u>		アルカリ分分析	1件につき	<u>4,700円</u>
	省略				省略		
土壌の定量分析	窒素分析	1件につき	<u>4,900円</u>	土壌の定量分析	窒素分析	1件につき	<u>4,800円</u>
	有効態りん酸分析	1件につき	<u>3,800円</u>		有効態りん酸分析	1件につき	<u>3,700円</u>
	置換性加里分析	1件につき	<u>4,800円</u>		置換性加里分析	1件につき	<u>4,700円</u>
	置換性石灰分析	1件につき	<u>4,600円</u>		置換性石灰分析	1件につき	<u>4,500円</u>
	置換性苦土分析	1件につき	<u>4,600円</u>		置換性苦土分析	1件につき	<u>4,500円</u>
	置換性マンガン分析	1件につき	<u>4,600円</u>		置換性マンガン分析	1件につき	<u>4,500円</u>
	腐植分析	1件につき	<u>4,700円</u>		腐植分析	1件につき	<u>4,600円</u>
	省略				省略		
木材の材質試験	含水率測定	1件につき	<u>5,900円</u>	木材の材質試験	含水率測定	1件につき	<u>5,550円</u>

	収縮率測定	1 件につき	<u>8,690円</u>		収縮率測定	1 件につき	<u>8,000円</u>	
	吸水量測定	1 件につき	<u>8,690円</u>		吸水量測定	1 件につき	<u>8,000円</u>	
木材の強度試験	圧縮試験	1 件につき	<u>9,660円</u>	木材の強度試験	圧縮試験	1 件につき	<u>8,760円</u>	
	引張り試験	1 件につき	<u>9,660円</u>		引張り試験	1 件につき	<u>8,760円</u>	
	曲げ試験	1 件につき	<u>9,660円</u>		曲げ試験	1 件につき	<u>8,760円</u>	
	せん断試験	1 件につき	<u>9,660円</u>		せん断試験	1 件につき	<u>8,760円</u>	
	衝撃曲げ試験	1 件につき	<u>8,940円</u>		衝撃曲げ試験	1 件につき	<u>8,070円</u>	
	硬さ試験	1 件につき	<u>9,660円</u>		硬さ試験	1 件につき	<u>8,760円</u>	
	くぎ引抜き抵抗試験	1 件につき	<u>9,660円</u>		くぎ引抜き抵抗試験	1 件につき	<u>8,760円</u>	
	剥離試験	1 件につき	<u>11,710円</u>		剥離試験	1 件につき	<u>9,910円</u>	
	面内せん断試験	1 件につき	<u>24,530円</u>		面内せん断試験	1 件につき	<u>23,840円</u>	
	省略				省略			
	木材の実大強度試験	圧縮試験	1 件につき		<u>10,180円</u>	木材の実大強度試験	圧縮試験	1 件につき
引張り試験		1 件につき	<u>10,260円</u>	引張り試験	1 件につき		<u>9,860円</u>	
曲げ試験		1 件につき	<u>10,260円</u>	曲げ試験	1 件につき		<u>9,860円</u>	
せん断試験		1 件につき	<u>10,180円</u>	せん断試験	1 件につき		<u>9,790円</u>	
接合部強度試験		1 件につき	<u>12,060円</u>	接合部強度試験	1 件につき		<u>11,640円</u>	
省略			省略					
養殖水産動植物の伝染性疾病検査	こい科魚類の特定疾病検査	1 件につき	<u>87,000円</u>	養殖水産動植物の伝染性疾病検査	こい科魚類の特定疾病検査	1 件につき	<u>84,000円</u>	
2 省略				2 省略				

(愛媛県家畜保健衛生所手数料規則の一部改正)

第8条 愛媛県家畜保健衛生所手数料規則(昭和40年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
家畜保健衛生所手数料条例(昭和25年愛媛県条例第40号)第2条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。	家畜保健衛生所手数料条例(昭和25年愛媛県条例第40号)第2条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。
1 省略	1 省略
2 寄生虫検査のうちふん便検査 1 件につき <u>260円</u>	2 寄生虫検査のうちふん便検査 1 件につき <u>250円</u>
3 点数表の種別欄に掲げるもの以外の診療その他の行為	3 点数表の種別欄に掲げるもの以外の診療その他の行為
ア 妊娠鑑定 1 件につき <u>1,400円</u>	ア 妊娠鑑定 1 件につき <u>1,390円</u>
イ 精液検査 同 <u>1,970円</u>	イ 精液検査 同 <u>1,960円</u>
ウ その他の検査 同 <u>250円</u>	ウ その他の検査 同 <u>240円</u>
エ 去勢 大家畜 1 頭に <u>5,560円</u> つき 中家畜 同 <u>3,360円</u>	エ 去勢 大家畜 1 頭に <u>5,550円</u> つき 中家畜 同 <u>3,340円</u>
オ 寄生虫駆除(原虫系状虫を除く) 大家畜 同 <u>240円</u> 中家畜 同 <u>190円</u>	オ 寄生虫駆除(原虫系状虫を除く) 大家畜 同 <u>230円</u> 中家畜 同 <u>180円</u>
カ 第二胃異物摘出 大家畜 同 <u>380円</u>	カ 第二胃異物摘出 大家畜 同 <u>370円</u>

(知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第9条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則(平成10年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(費用の額)</p> <p>第7条 条例第17条の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア・イ 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 公文書を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</td> <td>光ディスク1枚につき<u>60円</u></td> </tr> <tr> <td>エ 公文書を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</td> <td>光ディスク1枚につき<u>70円</u></td> </tr> <tr> <td>オ 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p>	区分	額	ア・イ 省略		ウ 公文書を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>60円</u>	エ 公文書を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>70円</u>	オ 省略		<p>(費用の額)</p> <p>第7条 条例第17条の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア・イ 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 公文書を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</td> <td>光ディスク1枚につき<u>40円</u></td> </tr> <tr> <td>エ 公文書を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</td> <td>光ディスク1枚につき<u>50円</u></td> </tr> <tr> <td>オ 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p>	区分	額	ア・イ 省略		ウ 公文書を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>40円</u>	エ 公文書を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>50円</u>	オ 省略	
区分	額																				
ア・イ 省略																					
ウ 公文書を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>60円</u>																				
エ 公文書を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>70円</u>																				
オ 省略																					
区分	額																				
ア・イ 省略																					
ウ 公文書を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>40円</u>																				
エ 公文書を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>50円</u>																				
オ 省略																					

(愛媛県在宅介護研修センター使用規則の一部改正)

第10条 愛媛県在宅介護研修センター使用規則(平成16年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																														
<p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>全 日</th> </tr> <tr> <th>9:00~ 12:00</th> <th>13:00~ 17:00</th> <th>9:00~ 17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">研修室</td> <td>第1研修室</td> <td><u>1,800円</u></td> <td><u>2,430円</u></td> <td><u>4,230円</u></td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td><u>1,370円</u></td> <td><u>1,900円</u></td> <td><u>3,280円</u></td> </tr> <tr> <td>浴室(研修に供する場合に限る。)</td> <td><u>1,370円</u></td> <td><u>1,690円</u></td> <td><u>3,070円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>301</td> <td><u>1,050円</u></td> <td><u>1,580円</u></td> <td><u>2,640円</u></td> </tr> <tr> <td>302から305まで</td> <td><u>740円</u></td> <td><u>1,050円</u></td> <td><u>1,800円</u></td> </tr> <tr> <td>306</td> <td><u>1,270円</u></td> <td><u>1,800円</u></td> <td><u>3,070円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 午前、午後及び全日の区分ごとに指定する時間以外の時間に使用する場合の使用料は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">研修室</td> <td>第1研修室</td> <td><u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td><u>480円</u></td> </tr> <tr> <td>浴室(研修に供する場合に限る。)</td> <td><u>440円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		使 用 料			午 前	午 後	全 日	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00	研修室	第1研修室	<u>1,800円</u>	<u>2,430円</u>	<u>4,230円</u>	第2研修室	<u>1,370円</u>	<u>1,900円</u>	<u>3,280円</u>	浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>1,370円</u>	<u>1,690円</u>	<u>3,070円</u>	和室	301	<u>1,050円</u>	<u>1,580円</u>	<u>2,640円</u>	302から305まで	<u>740円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,800円</u>	306	<u>1,270円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,070円</u>	区 分		使 用 料	研修室	第1研修室	<u>600円</u>	第2研修室	<u>480円</u>	浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>440円</u>	<p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>全 日</th> </tr> <tr> <th>9:00~ 12:00</th> <th>13:00~ 17:00</th> <th>9:00~ 17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">研修室</td> <td>第1研修室</td> <td><u>1,700円</u></td> <td><u>2,300円</u></td> <td><u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td><u>1,300円</u></td> <td><u>1,800円</u></td> <td><u>3,100円</u></td> </tr> <tr> <td>浴室(研修に供する場合に限る。)</td> <td><u>1,300円</u></td> <td><u>1,600円</u></td> <td><u>2,900円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>301</td> <td><u>1,000円</u></td> <td><u>1,500円</u></td> <td><u>2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>302から305まで</td> <td><u>700円</u></td> <td><u>1,000円</u></td> <td><u>1,700円</u></td> </tr> <tr> <td>306</td> <td><u>1,200円</u></td> <td><u>1,700円</u></td> <td><u>2,900円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 午前、午後及び全日の区分ごとに指定する時間以外の時間に使用する場合の使用料は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">研修室</td> <td>第1研修室</td> <td><u>570円</u></td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td><u>460円</u></td> </tr> <tr> <td>浴室(研修に供する場合に限る。)</td> <td><u>420円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		使 用 料			午 前	午 後	全 日	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00	研修室	第1研修室	<u>1,700円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,000円</u>	第2研修室	<u>1,300円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,100円</u>	浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>1,300円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,900円</u>	和室	301	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>	302から305まで	<u>700円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,700円</u>	306	<u>1,200円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,900円</u>	区 分		使 用 料	研修室	第1研修室	<u>570円</u>	第2研修室	<u>460円</u>	浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>420円</u>
区 分			使 用 料																																																																																												
			午 前	午 後	全 日																																																																																										
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00																																																																																											
研修室	第1研修室	<u>1,800円</u>	<u>2,430円</u>	<u>4,230円</u>																																																																																											
	第2研修室	<u>1,370円</u>	<u>1,900円</u>	<u>3,280円</u>																																																																																											
	浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>1,370円</u>	<u>1,690円</u>	<u>3,070円</u>																																																																																											
和室	301	<u>1,050円</u>	<u>1,580円</u>	<u>2,640円</u>																																																																																											
	302から305まで	<u>740円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,800円</u>																																																																																											
	306	<u>1,270円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,070円</u>																																																																																											
区 分		使 用 料																																																																																													
研修室	第1研修室	<u>600円</u>																																																																																													
	第2研修室	<u>480円</u>																																																																																													
	浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>440円</u>																																																																																													
区 分		使 用 料																																																																																													
		午 前	午 後	全 日																																																																																											
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00																																																																																											
研修室	第1研修室	<u>1,700円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,000円</u>																																																																																											
	第2研修室	<u>1,300円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,100円</u>																																																																																											
	浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>1,300円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,900円</u>																																																																																											
和室	301	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>																																																																																											
	302から305まで	<u>700円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,700円</u>																																																																																											
	306	<u>1,200円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,900円</u>																																																																																											
区 分		使 用 料																																																																																													
研修室	第1研修室	<u>570円</u>																																																																																													
	第2研修室	<u>460円</u>																																																																																													
	浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>420円</u>																																																																																													

和室	301	380円
	302から305まで	260円
	306	440円

和室	301	360円
	302から305まで	250円
	306	420円

(愛媛県生涯学習センター管理規則の一部改正)

第11条 愛媛県生涯学習センター管理規則(令和2年愛媛県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第3条関係) 特別利用料			別表(第3条関係) 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	<u>580円</u>	閲覧	1点1回につき	550円
模写・模造	1点1回につき	<u>5,800円</u>	模写・模造	1点1回につき	<u>5,500円</u>
撮影・複写	1点1回につき	<u>5,800円</u>	撮影・複写	1点1回につき	<u>5,500円</u>
原版使用	1点1回につき	<u>5,800円</u>	原版使用	1点1回につき	<u>5,500円</u>
注 省略			注 省略		

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第12条 愛媛県総合科学博物館管理規則(令和2年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第3条関係) 特別利用料			別表(第3条関係) 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	<u>580円</u>	閲覧	1点1回につき	550円
模写・模造	1点1回につき	<u>5,800円</u>	模写・模造	1点1回につき	<u>5,500円</u>
撮影・複写	1点1回につき	<u>5,800円</u>	撮影・複写	1点1回につき	<u>5,500円</u>
原版使用	1点1回につき	<u>5,800円</u>	原版使用	1点1回につき	<u>5,500円</u>
注 省略			注 省略		

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

第13条 愛媛県歴史文化博物館管理規則(令和2年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第3条関係) 特別利用料			別表(第3条関係) 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	<u>580円</u>	閲覧	1点1回につき	550円
模写・模造	1点1回につき	<u>5,800円</u>	模写・模造	1点1回につき	<u>5,500円</u>
撮影・複写	1点1回につき	<u>5,800円</u>	撮影・複写	1点1回につき	<u>5,500円</u>
原版使用	1点1回につき	<u>5,800円</u>	原版使用	1点1回につき	<u>5,500円</u>
注 省略			注 省略		

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

第14条 愛媛県美術館管理規則(令和2年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
1 常設展観覧料				1 常設展観覧料			
区分	一般	団体 (20人以上)		区分	一般	団体 (20人以上)	
1 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒、大学の学生その他これらに類する者	<u>230円</u>	<u>180円</u>		1 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒、大学の学生その他これらに類する者	<u>220円</u>	<u>170円</u>	
2 15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1の項に該当する者を除く。）	<u>340円</u>	<u>270円</u>		2 15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1の項に該当する者を除く。）	<u>330円</u>	<u>260円</u>	
2 施設使用料				2 施設使用料			
区分	使用料			区分	使用料		
企画展示室1	入場料が無料の場合		<u>15,860円</u>	企画展示室1	入場料が無料の場合		<u>15,040円</u>
	入場料が有料の場合		<u>25,370円</u>		入場料が有料の場合		<u>24,060円</u>
企画展示室2	入場料が無料の場合		<u>15,860円</u>	企画展示室2	入場料が無料の場合		<u>15,040円</u>
	入場料が有料の場合		<u>25,370円</u>		入場料が有料の場合		<u>24,060円</u>
常設展示室1	入場料が無料の場合		<u>14,350円</u>	常設展示室1	入場料が無料の場合		<u>13,610円</u>
	入場料が有料の場合		<u>22,960円</u>		入場料が有料の場合		<u>21,770円</u>
常設展示室2	入場料が無料の場合		<u>19,420円</u>	常設展示室2	入場料が無料の場合		<u>18,410円</u>
	入場料が有料の場合		<u>31,070円</u>		入場料が有料の場合		<u>29,450円</u>
常設展示室3	入場料が無料の場合		<u>12,690円</u>	常設展示室3	入場料が無料の場合		<u>12,030円</u>
	入場料が有料の場合		<u>20,300円</u>		入場料が有料の場合		<u>19,240円</u>
特別展示室1	入場料が無料の場合		<u>5,350円</u>	特別展示室1	入場料が無料の場合		<u>5,070円</u>
	入場料が有料の場合		<u>8,560円</u>		入場料が有料の場合		<u>8,110円</u>
特別展示室2	入場料が無料の場合		<u>3,760円</u>	特別展示室2	入場料が無料の場合		<u>3,570円</u>
	入場料が有料の場合		<u>6,010円</u>		入場料が有料の場合		<u>5,710円</u>
特別展示室3	入場料が無料の場合		<u>6,250円</u>	特別展示室3	入場料が無料の場合		<u>5,930円</u>
	入場料が有料の場合		<u>10,000円</u>		入場料が有料の場合		<u>9,480円</u>
講堂	入場料が無料の場合	午前9時40分から正午まで	<u>1,940円</u>	入場料が無料の場合	午前9時40分から正午まで	<u>1,840円</u>	
		午後1時から午後6時まで	<u>3,220円</u>			午後1時から午後6時まで	<u>3,060円</u>
		全日（午前9時40分から午後6時まで）	<u>5,160円</u>				全日（午前9時40分から午後6時まで）
	入場料が有料の場合	午前9時40分から正午まで	<u>3,100円</u>	入場料が有料の場合	午前9時40分から正午まで	<u>2,940円</u>	
		午後1時から午後6時まで	<u>5,150円</u>			午後1時から午後6時まで	<u>4,890円</u>
		全日（午前9時40分から午後6時まで）	<u>8,250円</u>				全日（午前9時40分から午後6時まで）

研修室	午前9時40分から正午まで	2,140円
	午後1時から午後6時まで	2,790円
	全日（午前9時40分から午後6時まで）	4,930円
県民ギャラリー1		15,940円
県民ギャラリー2		12,520円
県民ギャラリー3		3,400円
県民ギャラリー4		4,540円
県民ギャラリー5		4,540円
県民ギャラリー6		2,260円
県民ギャラリー7		2,260円
県民ギャラリー8		6,820円
県民ギャラリー9		2,950円
県民ギャラリー10		3,060円
県民ギャラリー11		3,060円
県民ギャラリー12		3,400円

注 県民ギャラリーを全て使用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、57,430円とする。

3 特別利用料

区分	単位	金額
閲覧	1点1日につき	580円
模写・模造	1点1日につき	5,800円
撮影・複写	1点1回につき	5,800円
原版使用	1点1回につき	5,800円

注 省略

研修室	午前9時40分から正午まで	2,030円
	午後1時から午後6時まで	2,650円
	全日（午前9時40分から午後6時まで）	4,680円
県民ギャラリー1		15,110円
県民ギャラリー2		11,870円
県民ギャラリー3		3,230円
県民ギャラリー4		4,310円
県民ギャラリー5		4,310円
県民ギャラリー6		2,150円
県民ギャラリー7		2,150円
県民ギャラリー8		6,470円
県民ギャラリー9		2,800円
県民ギャラリー10		2,900円
県民ギャラリー11		2,900円
県民ギャラリー12		3,230円

注 県民ギャラリーを全て使用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、54,480円とする。

3 特別利用料

区分	単位	金額
閲覧	1点1日につき	550円
模写・模造	1点1日につき	5,500円
撮影・複写	1点1回につき	5,500円
原版使用	1点1回につき	5,500円

注 省略

（個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正）

第15条 個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>（費用の額）</p> <p>第7条 条例第6条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア・イ 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</td> <td>光ディスク1枚につき<u>60円</u></td> </tr> <tr> <td>エ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生</td> <td>光ディスク1枚につき<u>70円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	額	ア・イ 省略		ウ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>60円</u>	エ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生	光ディスク1枚につき <u>70円</u>	<p>（費用の額）</p> <p>第7条 条例第6条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア・イ 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</td> <td>光ディスク1枚につき<u>40円</u></td> </tr> <tr> <td>エ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生</td> <td>光ディスク1枚につき<u>50円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	額	ア・イ 省略		ウ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>40円</u>	エ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生	光ディスク1枚につき <u>50円</u>
区分	額																
ア・イ 省略																	
ウ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>60円</u>																
エ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生	光ディスク1枚につき <u>70円</u>																
区分	額																
ア・イ 省略																	
ウ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>40円</u>																
エ 保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生	光ディスク1枚につき <u>50円</u>																

することが可能なものに限る。)に複 写したものの交付	することが可能なものに限る。)に複 写したものの交付
オ 省略	オ 省略
(2) 省略	(2) 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条及び附則第5項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表及び手数料の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定、第7条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用規則別表1の表の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用規則別表の規定及び第14条の規定による改正後の愛媛県美術館管理規則別表の規定は、施行日以後の試験、検査、分析及び使用(以下「試験等」という。)に係る使用料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の試験等に係る使用料及び施行日以後の試験等に係る使用料で施行日前にその全額について徴収したもののについては、なお従前の例による。
- 4 第11条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理規則別表の規定、第12条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理規則別表の規定及び第13条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理規則別表の規定は、施行日以後の愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)第15条第1項、愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)第15条第1項又は愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)第15条第1項に規定する特別利用(以下「特別利用」という。)に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の特別利用に係る使用料及び施行日以後の特別利用に係る使用料で施行日前に徴収したもののについては、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則別表第3の規定は、令和7年5月1日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の港湾施設の使用に係る貨物通過料及び同日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日前に徴収したもののについては、なお従前の例による。

○愛媛県規則第6号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則(平成19年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号(第5条関係) 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号(その1)(法人用)</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第1号(その1)の記載要領</p> <p>1 「基準事業年度」の欄は、<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日</u>までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</p> <p>2～6 省略</p> <p>様式第1号(その2)(個人用)</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第1号(その2)の記載要領</p> <p>1 「基準年」の欄は、「<u>令和7年1月1日から同年12月31日</u>まで」と記載すること。</p> <p>2～6 省略</p>	<p>様式第1号(第5条関係) 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号(その1)(法人用)</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第1号(その1)の記載要領</p> <p>1 「基準事業年度」の欄は、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</p> <p>2～6 省略</p> <p>様式第1号(その2)(個人用)</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第1号(その2)の記載要領</p> <p>1 「基準年」の欄は、「<u>令和4年1月1日から令和4年12月31日</u>まで」と記載すること。</p> <p>2～6 省略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第1号(その2)様式第1号(その2)の記載要領1の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

○愛媛県規則第7号

愛媛県環境影響評価条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県環境影響評価条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表第4(第43条関係)</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染に関する条例</u> (平成12年愛媛県条例第2号)第9条及び第14条第1項</p> <p>別表第5(第44条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 条例第28条第2項第1号の県の条例の規定であって規則で定めるもの</td> <td>(1) 省略 (2) <u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</u>第12条(同条例第14条第4項において準用する場合を含む。)</td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> </tr> </table>	1 条例第28条第2項第1号の県の条例の規定であって規則で定めるもの	(1) 省略 (2) <u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</u> 第12条(同条例第14条第4項において準用する場合を含む。)	2・3 省略		<p>別表第4(第43条関係)</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u> (平成12年愛媛県条例第2号)第9条及び第14条第1項</p> <p>別表第5(第44条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 条例第28条第2項第1号の県の条例の規定であって規則で定めるもの</td> <td>(1) 省略 (2) <u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u>第12条(同条例第14条第4項において準用する場合を含む。)</td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> </tr> </table>	1 条例第28条第2項第1号の県の条例の規定であって規則で定めるもの	(1) 省略 (2) <u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u> 第12条(同条例第14条第4項において準用する場合を含む。)	2・3 省略	
1 条例第28条第2項第1号の県の条例の規定であって規則で定めるもの	(1) 省略 (2) <u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</u> 第12条(同条例第14条第4項において準用する場合を含む。)								
2・3 省略									
1 条例第28条第2項第1号の県の条例の規定であって規則で定めるもの	(1) 省略 (2) <u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u> 第12条(同条例第14条第4項において準用する場合を含む。)								
2・3 省略									

(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</u> (平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>	<p><u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u> (平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算</u> (以下「安定計算」という。)を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面</p>

(7) 省略

(8) 申請者（申請者が法人の場合にあっては、その役員（条例第12条第1項第4号エに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）

(9) 申請者が未成年者（条例第12条第1項第4号セに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

3 省略

4 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号及び第7号から第13号までに掲げる書類

(2)～(5) 省略

5 省略

第8条 削除

（条例第12条第1項第4号キ、ソ及びタの規則で定める使用人）

第9条 条例第12条第1項第4号キ、ソ及びタ（これらの規定を条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) 省略

第10条 削除

（変更の許可の申請等）

第11条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、特定事業区域又は特定事業場の面積に係る変更であって、当該変更によって、条例第10条の申請書に記載された当該面積（当該面積について条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたときは、その変更後のもの）から10パーセント以上増加しない変更とする。

(8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図

(9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(10) 特定事業が別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

(11) 省略

(12) 申請者（申請者が法人の場合にあっては、その役員（条例第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）

(13) 申請者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

3 省略

4 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号及び第10号から第17号までに掲げる書類

(2)～(5) 省略

5 省略

（構造上の基準）

第8条 条例第12条第1項第3号（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める構造上の基準は別表第3に、条例第12条第2項第3号（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める構造上の基準は別表第4に定めるとおりとする。

（条例第12条第1項第6号キ、ソ及びタの規則で定める使用人）

第9条 条例第12条第1項第6号キ、ソ及びタ（これらの規定を条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) 省略

（構造上の基準に係る適用除外）

第10条 条例第12条第3項（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、別表第5に掲げる行為とする。

（変更の許可の申請等）

第11条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

(1) 特定事業区域又は特定事業場の面積に係る変更であって、当該変更によって、条例第10条の申請書に記載された当該面積（当該面積について条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたときは、その変更後のもの）から10パーセント以上増加するもの

(2) 特定事業に使用される土砂等の量に係る変更であって、当該変更によって、条例第10条第1項の申請書に記載された当該土

2 省略

3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、第7条第2項第2号から第7号まで及び第14号並びに同条第4項各号（同項第1号にあっては、同条第2項第2号、第4号及び第7号 _____ に係るものに限る。）に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

4 条例第14条第3項の規定による規則で定める事項は、条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

(1) 条例第12条第1項第4号セに規定する法定代理人

(2)～(4) 省略

5 省略

6 前項の届出書には、第7条第2項各号（同項第7号に係るものを除く。）及び第4項各号（同項第1号にあっては、同条第2項第7号に係るものを除く。）に掲げる書類のうち届出に係る書類を添付しなければならない。

（承継の届出）

第20条 省略

2 条例第22条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 地位を承継した者（当該者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）が条例第12条第1項第4号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書

(3)～(7) 省略

砂等の量（当該土砂等の量について条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたときは、その変更後のもの）から10パーセント以上増加するもの

(3) 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造に係る変更であって、次のいずれかに該当するもの（当該変更について、条例第14条第4項において準用する条例第12条第3項の規定が適用されるものを除く。）

ア 擁壁又は別表第3の5の項に規定するのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設を変更するもの

イ 別表第3の1の項、2の項又は6の項から8の項までのいずれかに規定する措置を変更するもの

ウ 当該変更により、のり面の勾配について、垂直距離に対する水平距離が減少するもの

2 省略

3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、第7条第2項第2号から第11号まで及び第18号並びに同条第4項各号（同項第1号にあっては、同条第2項第2号、第4号、第10号及び第11号に係るものに限る。）に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

4 条例第14条第3項の規定による規則で定める事項は、条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

(1) 条例第12条第1項第6号セに規定する法定代理人

(2)～(4) 省略

5 省略

6 前項の届出書には、第7条第2項各号（同項第11号に係るものを除く。）及び第4項各号（同項第1号にあっては、同条第2項第11号に係るものを除く。）に掲げる書類のうち届出に係る書類を添付しなければならない。

（承継の届出）

第20条 省略

2 条例第22条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 地位を承継した者（当該者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）が条例第12条第1項第6号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書

(3)～(7) 省略

別表第3から別表第5までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
様式第2号（第7条関係） 特定事業許可申請書 （表）	様式第2号（第7条関係） 特定事業許可申請書 （表）																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <u>特定事業の施工期間</u> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 年 月 日から 年 月 日まで </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <u>特定事業区域内の浸透水を採取するための措置</u> </td> </tr> </table>	省略		<u>特定事業の施工期間</u>	年 月 日から 年 月 日まで	省略		<u>特定事業区域内の浸透水を採取するための措置</u>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 特定事業の施工期間 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 年 月 日から 年 月 日まで </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造 </td> <td style="text-align: center;"> <u>別紙のとおり</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置 </td> <td style="text-align: center;"> <u>別紙のとおり</u> </td> </tr> </table>	省略		特定事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで	特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	<u>別紙のとおり</u>	省略		特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	<u>別紙のとおり</u>
省略																			
<u>特定事業の施工期間</u>	年 月 日から 年 月 日まで																		
省略																			
<u>特定事業区域内の浸透水を採取するための措置</u>																			
省略																			
特定事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで																		
特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	<u>別紙のとおり</u>																		
省略																			
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	<u>別紙のとおり</u>																		

特定事業区域内の浸透水を採取するための措置

別紙のとおり

注 省略

(裏)

添付書類

1 - 6 省略

7 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例 (平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面(様式第2号の2)及び当該周知に用いた資料

8 申請者(申請者が法人の場合にあっては、その役員(条例第12条第1項第4号工に規定する役員をいう。以下同じ。)を含む。)が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書(様式第2号の3)

9 申請者が未成年者(条例第12条第1項第4号セに規定する未成年者をいう。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

省略

様式第2号の3(第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係) 誓約書

(表)

省略

申請者(届出者)(申請者(届出者)が法人の場合にあっては、その役員(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)第12条第1項第4号工に規定する役員をいう。)を含む。)は、同号アからチまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置

別紙のとおり

注 省略

(裏)

添付書類

1 - 6 省略

7 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面

8 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図

9 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

10 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。)別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

11 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面(様式第2号の2)及び当該周知に用いた資料

12 申請者(申請者が法人の場合にあっては、その役員(条例第12条第1項第6号工に規定する役員をいう。以下同じ。)を含む。)が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書(様式第2号の3)

13 申請者が未成年者(条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

省略

様式第2号の3(第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係) 誓約書

(表)

省略

申請者(届出者)(申請者(届出者)が法人の場合にあっては、その役員(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)第12条第1項第6号工に規定する役員をいう。)を含む。)は、同号アからチまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

注 省略

(裏)

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(抜粋)

省略

(1)~(3) 省略

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

省略

エ 第7条第2項若しくは第3項又は第22条の2の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者を含む。)

オ 第23条(第3号エに係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。)にあっては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ 第23条(第3号エに係る部分を除く。)の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

省略

ク 第23条の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

省略

様式第2号の4(第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係) 法定代理人・役員・使用人等一覧表

省略

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)第9条に定める使用人がある場合

省略

注 省略

様式第3号(第7条関係) 特定事業(一時堆積事業)許可申請書(表)

省略

注 省略

(裏)

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(抜粋)

省略

(1)~(5) 省略

(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

省略

エ 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条の2又は第24条の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者を含む。)

オ 第23条第1項(第3号エに係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。)にあっては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ 第23条第1項(第3号エに係る部分を除く。)の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

省略

ク 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

省略

様式第2号の4(第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係) 法定代理人・役員・使用人等一覧表

省略

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)第9条に定める使用人がある場合

省略

注 省略

様式第3号(第7条関係) 特定事業(一時堆積事業)許可申請書(表)

省略

特定事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
省略	

注 省略

(裏)

添付書類
1 ~ 6 省略
7 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例 (平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面(様式第2号の2)及び当該周知に用いた資料
8 申請者(申請者が法人の場合にあっては、その役員(条例第12条第1項第4号工に規定する役員をいう。以下同じ。)を含む。)が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書(様式第2号の3)
9 申請者が未成年者(条例第12条第1項第4号セに規定する未成年者をいう。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
10 省略
11 省略
12 申請者に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
13 省略
14 省略

様式第4号(第11条関係) 特定事業変更許可申請書

(表) 省略

(裏)

添付書類(その内容に変更がない限り、添付を要しない。)
1 特定事業(一時堆積事業を除く。)の変更に係る申請の場合には、次の書類
(1)~(5) 省略

特定事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業場の構造	別紙のとおり
省略	

注 省略

(裏)

添付書類
1 ~ 6 省略
7 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。)別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
8 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面(様式第2号の2)及び当該周知に用いた資料
9 申請者(申請者が法人の場合にあっては、その役員(条例第12条第1項第6号工に規定する役員をいう。以下同じ。)を含む。)が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書(様式第2号の3)
10 申請者が未成年者(条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
11 省略
12 省略
13 申請者に規則 _____ 第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
14 省略
15 省略

様式第4号(第11条関係) 特定事業変更許可申請書

(表) 省略

(裏)

添付書類(その内容に変更がない限り、添付を要しない。)
1 特定事業(一時堆積事業を除く。)の変更に係る申請の場合には、次の書類
(1)~(5) 省略
(6) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
(7) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図
(8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
(9) 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成

(6) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例 (平成12年愛媛県条例第2号)第14条第4項において準用する同条例第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面(様式第2号の2)及び当該周知に用いた資料

(7) 省略

2 特定事業(一時堆積事業)の変更に係る申請の場合には、次の書類

(1) 1(1)、(3)及び(6)に掲げる書類

(2)~(5) 省略

省略

様式第5号(第11条関係) 特定事業変更届

(表) 省略

(裏)

添付書類(その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

1 特定事業(一時堆積事業を除く。)の変更に係る届出の場合には、次の書類

(1)~(6) 省略

(7) 届出者(届出者が法人の場合にあっては、その役員(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号エに規定する役員をいう。以下同じ。)が、同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書(様式第2号の3))

(8) 届出者が未成年者(条例第12条第1項第4号セに規定する未成年者をいう。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

2 特定事業(一時堆積事業)の変更に係る届出の場合に

12年愛媛県規則第36号)別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

(10) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)第14条第4項において準用する同条例第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面(様式第2号の2)及び当該周知に用いた資料

(11) 省略

2 特定事業(一時堆積事業)の変更に係る申請の場合には、次の書類

(1) 1(1)、(3)、(9)及び(10)に掲げる書類

(2)~(5) 省略

省略

様式第5号(第11条関係) 特定事業変更届

(表) 省略

(裏)

添付書類(その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

1 特定事業(一時堆積事業を除く。)の変更に係る届出の場合には、次の書類

(1)~(6) 省略

(7) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面

(8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図

(9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(10) 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

(11) 届出者(届出者が法人の場合にあっては、その役員(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。)が、同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書(様式第2号の3))

(12) 届出者が未成年者(条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2 特定事業(一時堆積事業)の変更に係る届出の場合に

は、次の書類

- (1) 1 (1)、(2)、(4)及び(7)から(12)までに掲げる書類
- (2)～(5) 省略

様式第6号（第12条、第12条の2、様式第7号の2関係） 土砂等搬入届

省略	
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
省略	
添付書類	
1 省略	
2 検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条第1項各号のいずれかに該当する場合には、これらの書類の添付を省略することができる。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号（第12条、様式第6号、様式第7号の2関係） 土砂等採取場所証明書

省略	
証明に係る土砂等の量	
省略	
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第9条の許可を受けた者が特定事業区域に搬入する土砂等は、上記のとおり採取された土砂等であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物でないこと及び当該廃棄物の混入がないことを証明します。	
省略	
省略	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号の2（第12条、第12条の2関係） 土砂等搬入変更届

省略	
添付書類（土砂等搬入届（様式第6号）に添付した書類から内容に変更がない場合は、添付を要しない。）	
1 省略	
2 検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の	

は、次の書類

- (1) 1 (1)、(2)、(4)及び(10)から(16)までに掲げる書類
- (2)～(5) 省略

様式第6号（第12条、第12条の2、様式第7号の2関係） 土砂等搬入届

省略	
土砂等の区分	
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
省略	
添付書類	
1 省略	
2 検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条第1項各号のいずれかに該当する場合には、これらの書類の添付を省略することができる。	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

注2 「土砂等の区分」の欄には、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第3の3の項の表の土砂等の区分を記載すること。

様式第7号（第12条、様式第6号、様式第7号の2関係） 土砂等採取場所証明書

省略	
証明に係る土砂等の量	
土砂等の区分	
省略	
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第9条の許可を受けた者が特定事業区域に搬入する土砂等は、上記のとおり採取された土砂等であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物でないこと及び当該廃棄物の混入がないことを証明します。	
省略	
省略	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

注2 「土砂等の区分」の欄には、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第3の3の項の表の土砂等の区分を記載すること。

様式第7号の2（第12条、第12条の2関係） 土砂等搬入変更届

省略	
添付書類（土砂等搬入届（様式第6号）に添付した書類から内容に変更がない場合は、添付を要しない。）	
1 省略	
2 検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の	

結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに
限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の
汚染の防止に関する条例（平成12年愛媛
県条例第2号）第15条第1項各号のいずれかに該当する
場合にあっては、これらの書類の添付を省略することが
できる。

注 省略

様式第7号の3（第12条の2関係） 土砂等管理台帳

様式第7号の3（その1） 土砂等管理台帳（一時堆積事業以
外）

省略

注1～3 省略

4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関す
る条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15
条の3第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、別
紙に記載の上、添付すること。

別紙 省略

様式第7号の3（その2） 土砂等管理台帳（一時堆積事業）

省略

注1～3 省略

4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関す
る条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15
条の3第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、別
紙に記載の上、添付すること。

別紙 省略

様式第11号（第19条関係） 特定事業廃止（休止・再開）届

省略

特定事業が一時堆積事業であ
る場合にあっては、特定事業
区域の面積のうち土砂等が堆
積されている面積

m²

注 省略

様式第12号（第20条関係） 特定事業承継届

省略

添付書類

1・2 省略

3 地位を承継した者（当該者が法人の場合にあっては、
その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の
防止に関する条例（平成12年愛媛県条例
第2号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号工
に規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号
アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2

結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに
限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛
県条例第2号）第15条第1項各号のいずれかに該当する
場合にあっては、これらの書類の添付を省略することが
できる。

注 省略

様式第7号の3（第12条の2関係） 土砂等管理台帳

様式第7号の3（その1） 土砂等管理台帳（一時堆積事業以
外）

省略

注1～3 省略

4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発
生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15
条の3第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、別
紙に記載の上、添付すること。

別紙 省略

様式第7号の3（その2） 土砂等管理台帳（一時堆積事業）

省略

注1～3 省略

4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発
生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15
条の3第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、別
紙に記載の上、添付すること。

別紙 省略

様式第11号（第19条関係） 特定事業廃止（休止・再開）届

省略

特定事業の廃止の場合にあっ
ては、特定事業区域の構造

別紙のとおり

特定事業の休止の場合にあっ
ては、特定事業区域以外の地
域への当該特定事業に使用さ
れた土砂等の崩落、飛散又は
流出による災害の発生を防止
するために必要な措置

別紙のとおり

特定事業が一時堆積事業であ
る場合にあっては、特定事業
区域の面積のうち土砂等が堆
積されている面積

m²

注 省略

様式第12号（第20条関係） 特定事業承継届

省略

添付書類

1・2 省略

3 地位を承継した者（当該者が法人の場合にあっては、
その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及
び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例
第2号。以下「条例」という。）第12条第1項第6号工
に規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号
アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2

号の3)

4 地位を承継した者が未成年者(条例第12条第1項第4号セに規定する未成年者をいう。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

5・6 省略

7 地位を承継した者に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)第9条に規定する使用者がある場合にあっては、その者の住民票の写し

8 省略

注 省略

号の3)

4 地位を承継した者が未成年者(条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

5・6 省略

7 地位を承継した者に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)第9条に規定する使用者がある場合にあっては、その者の住民票の写し

8 省略

注 省略

(愛媛県法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the text of Article 3 of the Prefectural Rules before and after the amendment, highlighting the changes with underlines.

附 則

- 1 この規則は、令和7年5月23日から施行する。
2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則様式第2号、様式第2号の3、様式第2号の4、様式第3号及び様式第4号の規定による書類は、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則様式第2号、様式第2号の3、様式第2号の4、様式第3号及び様式第4号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第8号

愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例施行規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例(令和7年愛媛県条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与限度額)

第2条 条例第3条第1項本文の規定で定める額は、次の各号に掲げる修学資金等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 修学資金 次の表の左欄に掲げる貸費生の在学する大学の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

Table with 2 columns: 区 分 (Category) and 月額 (Monthly Amount). It lists university categories and their corresponding monthly loan amounts.

(2) 入学手続金 次に掲げる額の合計額

ア 入学金等（大学の学則の規定により入学の際に当該大学に納める入学金その他の費用で授業料及びウに掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）の額

イ 大学の学則に規定する入学年次の授業料の額に2分の1を乗じて得た額

ウ 実習に要する費用その他の入学年次に納める費用として大学の学則に規定するもの（以下「入学年次実習費等」という。）の額（貸与の申請）

第3条 修学資金等の貸与を受けようとする者は、公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、当該申請をする日の属する年度に大学に入学した者にあつては第5号に掲げる書類の添付を要しないものとし、入学手続金の貸与を受けようとする者以外の者にあつては第6号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

- (1) 本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
 - (2) 身上調書（様式第2号）
 - (3) 推薦書（様式第3号）
 - (4) 保証人の印鑑証明書
 - (5) 大学の前学年分の学業成績表
 - (6) 大学に入学金等、入学年次の授業料及び入学年次実習費等を納めたことを証する書類
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- （保証人）

第4条 修学資金等の貸与を受けようとする者は、2人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸費生と連帯して債務を負担するものとする。

3 第1項の保証人は、独立の生計を営み、修学資金等の返還の債務を負担することができる資力を有する成年者でなければならない。

（貸費生の採用）

第5条 知事は、第3条の規定による申請があつたときは、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、貸費生の採否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第6条 貸費生（貸費生が死亡したときは、その保証人）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、貸与を受けた修学資金等の全額について保証人と連署した借用証書（様式第4号）に修学資金等の貸与の日及び額が確認できる書類並びに保証人の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第3条に規定する期間が満了したとき。
 - (2) 条例第4条の規定により修学資金等の貸与が取り消されたとき。
- （免除又は猶予の申請）

第7条 条例第6条又は第8条の規定により修学資金等の返還の債務の免除を受けようとする者は、公衆衛生獣医師確保修学資金等返還免除申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第6条第1項第2号又は第8条第3号に該当する場合にあつては、その状況を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 条例第6条第1項第1号イの規則で定める休職の期間は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間とする。

3 前項の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）を公務とみなす。

4 条例第6条第2項の規則で定める大学の学年は、第4学年とする。

5 条例第9条の規定による修学資金等の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、公衆衛生獣医師確保修学資金等返還猶予申請書（様式第6号）にその理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

6 知事は、修学資金等の返還の債務の免除又は履行の猶予の申請に係る承認をするか否かの決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（退学届等）

第8条 貸費生又は貸費生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（様式第7号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 大学を退学し、休学し、若しくは卒業し、又は大学に留年し、若しくは復学したとき。
- (2) 大学において停学その他の処分を受けたとき。

- (3) 修学資金等の貸与を受けることを辞退するとき。
- (4) 条例第6条第2項に規定する知事が定める金銭の給付又は貸与を受けることとなったとき。
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院に入学したとき。
- (6) 県の職員でなくなったとき。
- (7) 県の獣医師としての業務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (8) 氏名又は住所を変更したとき。
- (9) 獣医師の免許を取得したとき。
- (10) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第1項又は第2項の規定による処分を受けたとき。
- (11) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

（死亡の届出）

第9条 貸費生又は貸費生であった者が死亡したときは、その者の遺族又は保証人は、貸費生死亡届出書（様式第8号）に死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

（保証人の異動）

第10条 貸費生又は貸費生であった者は、保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、保証人変更届出書（様式第9号）に新たに保証人となる者の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

（学業成績表の提出）

第11条 貸費生は、大学の前学年分の学業成績表を毎年4月15日までに知事に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、修学資金等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係) 公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与申請書

公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

申請者 氏名

㊞

公衆衛生獣医師確保修学資金等の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例（令和7年愛媛県条例第13号）及び愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例施行規則（令和7年愛媛県規則第8号）の規定を遵守し、将来、県の機関において獣医師としての業務に従事します。

また、規定により、修学資金等の返還の債務が生じたときは、期限内に確実に返済します。

ふりがな氏名			
入学手続金貸与希望額	円	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)
在学する大学名等	大学 学科 (課程・学類)		学部 (学群) 学年
現住所及び電話番号	〒 () —		
帰省先住所及び電話番号	〒 () —		

申請者が貸与を受ける公衆衛生獣医師確保修学資金等について、本人と連帯して返還の債務を負担します。

年 月 日

住所
連帯保証人 氏名 ㊞
電話番号
住所
連帯保証人 氏名 ㊞
電話番号

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 「入学手続金貸与希望額」の欄は、この申請をする日の属する年度に大学に入学した者であって、入学手続金の貸与を希望する場合に記入すること。
 4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請をする日の属する年度に大学に入学した者にあつては(5)に掲げる書類の添付を要しないものとし、入学手続金の貸与を申請しない者にあつては(6)に掲げる書類の添付を要しないものとする。
 (1) 本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
 (2) 身上調書(様式第2号)
 (3) 推薦書(様式第3号)
 (4) 保証人の印鑑証明書
 (5) 大学の前学年分の学業成績表
 (6) 大学に入学金等(愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例施行規則第2条第2号アに規定する入学金等をいう。)、入学年次の授業料及び入学年次実習費等(同号ウに規定する入学年次実習費等をいう。)を納めたことを証する書類
 (7) その他知事が必要と認める書類

様式第2号(第3条、様式第1号関係) 身上調書

身 上 調 書				
本 人	氏 名			写真貼付欄 (申請前6月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦4センチメートル横3センチメートルのもの)
	履 歴	年 月	中学校卒業	
		年 月	義務教育学校卒業	
		年 月	高等学校入学	
		年 月	高等学校卒業	
		年 月	中等教育学校入学	
		年 月	中等教育学校卒業	
連 帯 保 証 人	ふりがな氏名		生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び電話番号	〒 () —		本人との続柄
	職 業		年 収	税込み 円
	ふりがな氏名		生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び電話番号	〒 () —		本人との続柄
	職 業		年 収	税込み 円

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第3号(第3条、様式第1号関係) 推薦書

推 薦 書			
大 学 名			
ふ り が な 氏 名		入 学 年 月 卒 業 予 定 年 月	年 月 年 月
生 年 月 日	年 月 日 生 (満 歳)	在 学 年	第 学 年
<p>上記の者は、愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与者として適当と認められますので推薦をします。</p> <p style="text-align: center;">愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大学の学長又は学部長</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 印 </div>			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第6条関係) 借用証書

借 用 証 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所

氏名 ⑩

本人

貸与決定番号 年度 第 号

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 ⑩

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 ⑩

電話番号

金 _____ 円

愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例（令和7年愛媛県条例第13号）及び愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例施行規則（令和7年愛媛県規則第8号）に基づき貸与を受けた修学資金等について、上記の金額を確かに借用しました。

保証人は、本人と連帯して、本人が貸与を受けた公衆衛生獣医師確保修学資金等の返還の債務（極度額 _____ 円）を負担します。

- 注1 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
- 2 保証人が提出する場合にあっては、本人の氏名及び貸付決定番号を記入すること。ただし、押印は、必要ない。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 修学資金等の貸与の日及び額が確認できる書類
 - (2) 保証人の印鑑証明書

様式第5号(第7条関係) 公衆衛生獣医師確保修学資金等返還免除申請書

公衆衛生獣医師確保修学資金等返還免除申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所

申請者

氏名

貸与を受けた者との続柄

貸与決定番号	年度 第 号	
修学資金等の貸与額	金	円
免除申請額	金	円
業務に従事した 期 間	所 属	期 間
		年 月 日～年 月 日
		年 月 日～年 月 日
		年 月 日～年 月 日
		年 月 日～年 月 日
休職、停職等の有無 及びその期間		
死亡又は業務に 従事することが できなくなった理由		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が自署すること。

3 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

4 愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例（令和7年愛媛県条例第13号）第6条第1項第2号及び第8条第3号に該当する場合にあっては、その状況を証する書類を添付すること。

様式第6号(第7条関係) 公衆衛生獣医師確保修学資金等返還猶予申請書

公衆衛生獣医師確保修学資金等返還猶予申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所

申請者

氏名

貸与を受けた者との続柄

貸与決定番号	年度 第 号
修学資金等の貸与額	金 円
猶予を受けようとする額	金 円
在学する大学の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 申請者が自署すること。
 3 猶予を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

様式第7号(第8条関係) 届出書

届 出 書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
住所 届出者 氏名	
貸与決定番号	年度 第 号
届出事項	
届出事項の発生日	年 月 日
届出内容	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 届出内容を証する書類を添付すること。

様式第8号(第9条関係) 貸費生死届出書

貸 費 生 死 亡 届 出 書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所 届出者 氏名 死亡者との続柄 ()		
貸与決定番号	年度 第 号	
死 亡 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
死亡年月日	年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添付すること。

様式第9号(第10条関係) 保証人変更届出書

保 証 人 変 更 届 出 書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所 届出者 氏名				
貸与決定番号		年度 第 号		
新 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	⑩	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 () —		本人との 続 柄
	職 業	年 収	税込み 円	
	届出者の貸与決定番号 年度 第 号に係る公衆衛生獣医師確保修学資金等については、本人と連帯して返還の債務を負担します。			
旧 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 () —		本人との 続 柄
変 更 の 理 由				
変 更 年 月 日 年 月 日				

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 届出者が自署すること。
 3 新たに保証人となる者の印鑑証明書を添付すること。

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第5(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第5(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者						知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長					主 幹	部 長	局 長
循 環 型 社 会 推 進 課	1~7 省略 8 愛媛 県土砂 等の埋 立て等 による 土壌の 汚染 _____ _____ の防止 に關す る条例 の施行 に關す る事務	1・2 省略					1~7 省略 8 愛媛 県土砂 等の埋 立て等 による 土壌の 汚染及 び災害 の発生 の防止 に關す る条例 の施行 に關す る事務	3 立入検査等(第26条第1 項)					
	9 省略						9 省略						

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者					局 長	専決者	
				部 長	課 長					部 長	課 長

環 境 保 全 課	1～16 省略			
	17 愛媛 県土砂 等の埋 立て等 による 土壌の 汚染 _____ _____ の防止 に關す る条例 の施行 に關す る事務	1～3 省略		

環 境 保 全 課	1～16 省略			
	17 愛媛 県土砂 等の埋 立て等 による 土壌の 汚染及 び災害 の発生 の防止 に關す る条例 の施行 に關す る事務	1～3 省略		

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(68)の10 省略</p> <p><u>(68)の11 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____の防止に關する条例(以下「土砂埋立て等規制条例」という。)第7条第2項の規定に基づく土砂基準に適合しない場合の情報提供及び措置命令に關すること。</u></p> <p>(68)の12～(68)の12の4 省略</p> <p><u>(68)の13 削除</u></p> <p>(68)の14～(68)の26の2 省略</p> <p><u>(68)の27 土砂埋立て等規制条例第23条_____の規定に基づく許可の取消し又は停止命令に關すること。</u></p> <p><u>(68)の28 削除</u></p> <p>(68)の29～(68)の31 省略</p> <p><u>(68)の32 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____の防止に關する条例施行規則第4条の2第3項(同規則第4条の3第1項、第14条第2項及び第15条において準用する場合を含む。)の規定に基づく試料の採取の期日及び試料の採取に立ち会う職員指定に關すること。</u></p> <p>(69)～(101) 省略</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(68)の10 省略</p> <p><u>(68)の11 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生</u>の防止に關する条例(以下「土砂埋立て等規制条例」という。)第7条第2項の規定に基づく土砂基準に適合しない場合の情報提供及び措置命令に關すること。</p> <p>(68)の12～(68)の12の4 省略</p> <p><u>(68)の13 土砂埋立て等規制条例第8条第2項の規定に基づく災害防止のための措置命令に關すること。</u></p> <p>(68)の14～(68)の26の2 省略</p> <p><u>(68)の27 土砂埋立て等規制条例第23条第1項の規定に基づく許可の取消し又は停止命令に關すること。</u></p> <p><u>(68)の28 土砂埋立て等規制条例第24条の規定に基づく措置命令に關すること。</u></p> <p>(68)の29～(68)の31 省略</p> <p><u>(68)の32 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生</u>の防止に關する条例施行規則第4条の2第3項(同規則第4条の3第1項、第14条第2項及び第15条において準用する場合を含む。)の規定に基づく試料の採取の期日及び試料の採取に立ち会う職員指定に關すること。</p> <p>(69)～(101) 省略</p>

附 則

この訓令は、令和7年5月23日に施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 224

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 162）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（端数計算）</p> <p>第2条 _____ 条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 _____ について、<u>同条第4項 _____ の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</u></p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>（初任給等規則の規定の適用に関する読替え）</p> <p>第5条 前条の規定の適用を受ける第2条第2項任期付職員については、初任給等規則第8条の2第1号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 162）第4条」と、初任給等規則第24条第2項第2号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第4条」として、これらの規定を適用する。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p>	<p>（端数計算）</p> <p>第2条 特定任期付職員（条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）について、<u>条例第7条第4項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</u></p> <p>（特定任期付職員業績手当）</p> <p>第3条 <u>条例第7条第5項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u></p> <p>第4条 <u>特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤労手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 204）第15条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</u></p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>（初任給等規則の規定の適用に関する読替え）</p> <p>第7条 前条の規定の適用を受ける第2条第2項任期付職員については、初任給等規則第8条の2第1号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 162）第6条」と、初任給等規則第24条第2項第2号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第6条」として、これらの規定を適用する。</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 1277

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(超過勤務手当等)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第14条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務した時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の次に掲げる期間の正規の勤務時間のうち、当該期間の区分に応じそれぞれ次に定める時間を超える時間(前2号に掲げる時間を除く。)</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 職員勤務時間等条例第11条第4項 _____ の規定により勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りを行う同項 _____ に規定する単位期間 38時間45分に当該単位期間の週の数に乗じて得た時間(週休日の振替等により勤務した日の属する週に休日等がある場合にあつては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)</p> <p>4・5 省略</p> <p>様式第4号(第20条関係) 勤務時間の振替簿</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">省略</div> <p>注 「あらかじめ勤務時間を割り振られた4週間又は単位期間の範囲」欄及び「振替後の4週間の期間又は単位期間における正規の勤務時間の合計」欄は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第3項ただし書又は第4項 _____ の規定の適用を受ける職員のみ記入すること。</p>	<p>(超過勤務手当等)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第14条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務した時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の次に掲げる期間の正規の勤務時間のうち、当該期間の区分に応じそれぞれ次に定める時間を超える時間(前2号に掲げる時間を除く。)</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 職員勤務時間等条例第11条第4項又は第5項の規定により _____ 勤務時間の割振りを行う同条第4項に規定する単位期間 38時間45分に当該単位期間の週の数に乗じて得た時間(週休日の振替等により勤務した日の属する週に休日等がある場合にあつては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)</p> <p>4・5 省略</p> <p>様式第4号(第20条関係) 勤務時間の振替簿</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">省略</div> <p>注 「あらかじめ勤務時間を割り振られた4週間又は単位期間の範囲」欄及び「振替後の4週間の期間又は単位期間における正規の勤務時間の合計」欄は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第3項ただし書、第4項又は第5項の規定の適用を受ける職員のみ記入すること。</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。))又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人(公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。))又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人(公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業</p>

務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア・イ 省略

ウ 職員休暇条例第11条第3項及び第5項 又は教育職員休暇条例第11条第2項及び第3項並びに教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)第6条第2項及び第7条第1項の規定による週休日

エ 職員休暇条例第11条第4項及び同条第6項において読み替えて準用する同条第5項の規定による勤務時間を割り振らない日

オ 省略

カ 省略

(10)～(12) 省略

務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア・イ 省略

ウ 職員休暇条例第11条第3項、第5項及び第6項又は教育職員休暇条例第11条第2項及び第3項並びに教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)第6条第2項及び第7条第1項の規定による週休日

エ 省略

オ 省略

(10)～(12) 省略

(農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 225)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details the amendment to Article 3 regarding the payment of agricultural, forestry, and fisheries promotion allowances, specifically concerning the calculation of working hours and leave days.

(会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第4条 会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 1223)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details the amendment to Article 4 regarding the payment of allowances for fiscal year appointees, specifically concerning the calculation of working hours and overtime.

「7時間45分に達するまでの間の超過勤務」という。)をした週について、次に掲げる時間を順次(第3号に掲げる時間については、その週の初日から末日までの時間を順次)加えた場合において、当該順次加えた時間が38時間45分(その週に条例第7条の規定により休日給に相当する報酬を支給されることとなる休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。以下同じ。))又はその代休日(勤務時間が割り振られた休日に当該割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じられた場合において、任命権者の定める当該休日前の当該休日に代わる日をいう。)(以下「休日等」という。))がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)を超えた日以後の日の当該超えた同号に掲げる時間に係る勤務とする。

(1) 省略

(2) 勤務時間を割り振らない日の振替(勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)又は4時間の勤務時間の割り振り変更(4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)(以下「勤務時間を割り振らない日の振替等」という。)により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(条例第6条第2項において読み替えて準用する職員給与と条例第14条第3項の規定により超過勤務手当に相当する報酬が支給される時間を除く。)

(3) 省略

3 条例第6条第2項及び第16条第3項において読み替えて準用する職員給与と条例第14条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、勤務時間を割り振らない日の振替等により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。

(1) 勤務時間を割り振らない日の振替等により勤務した日の正規の勤務時間のうち、7時間45分を超える時間

(2) 勤務時間を割り振らない日の振替等により勤務時間が割り振られた後の1週間の正規の勤務時間のうち、次に掲げる場合に応じそれぞれ次に定める時間を超える時間(前号に掲げる時間を除く。)

ア・イ 省略

(3) 勤務時間を割り振らない日の振替等により勤務時間が割り振られた後の任命権者が4週間ごとの期間について特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割り振りについて別に定めるところにより勤務時間の割り振りを行う4週間の期間における正規の勤務時間の合計のうち、155時間(勤務時間を割り振らない日の振替等により勤務した日の属する週に休日等がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)を超える時間(前2号に掲げる時間を除く。)

4・5 省略

「7時間45分に達するまでの間の超過勤務」という。)をした週について、次に掲げる時間を順次(第3号に掲げる時間については、その週の初日から末日までの時間を順次)加えた場合において、当該順次加えた時間が38時間45分(その週に条例第7条の規定により休日給に相当する報酬を支給されることとなる休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。以下同じ。))又はその代休日(勤務時間が割り振られた休日に当該割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じられた場合において、任命権者の定める当該休日前の当該休日に代わる日をいう。)(以下「休日等」という。))がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)を超えた日以後の日の当該超えた同号に掲げる時間に係る勤務とする。

(1) 省略

(2) 週休日 _____ の振替(勤務日を週休日 _____ に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)又は4時間の勤務時間の割り振り変更(4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)(以下「週休日 _____ の振替等」という。)により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(条例第6条第2項において読み替えて準用する職員給与と条例第14条第3項の規定により超過勤務手当に相当する報酬が支給される時間を除く。)

(3) 省略

3 条例第6条第2項及び第16条第3項において読み替えて準用する職員給与と条例第14条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、週休日 _____ の振替等により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。

(1) 週休日 _____ の振替等により勤務した日の正規の勤務時間のうち、7時間45分を超える時間

(2) 週休日 _____ の振替等により勤務時間が割り振られた後の1週間の正規の勤務時間のうち、次に掲げる場合に応じそれぞれ次に定める時間を超える時間(前号に掲げる時間を除く。)

ア・イ 省略

(3) 週休日 _____ の振替等により勤務時間が割り振られた後の任命権者が4週間ごとの期間について特別の勤務に従事する会計年度任用職員の週休日 _____ 及び勤務時間の割り振りについて別に定めるところにより勤務時間の割り振りを行う4週間の期間における正規の勤務時間の合計のうち、155時間(週休日 _____ の振替等により勤務した日の属する週に休日等がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)を超える時間(前2号に掲げる時間を除く。)

4・5 省略

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(休暇の許可の事由及び期間)

第 1 条 の 3 条例第 3 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
(1)～(21) 省略	
(22) 職員が要介護者(条例第12条第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う場合であつて、当該職員が当該世話をを行う必要があると認められるとき。	省略
(23)～(26) 省略	

2・3 省略

4 定年前再任用短時間勤務職員(条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務職員(同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対する第1項の表(12)の項及び(23)の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 第1項の表(12)の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に定年前再任用短時間勤務職員(条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の1週間の勤務日(条例第11条第5項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。))が同一でない職員(以下「不斉一型短時間勤務職員」という。)にあつては、38時間45分に同条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間(職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))(その日数が5日を超えるときは、5日)」とする。

(2)・(3) 省略

(条例第 3 条第 5 項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位)

第 1 条 の 4 条例第 3 条第 5 項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる休暇の残日数の全てを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア 省略

イ 条例第 8 条の 2 に規定する子の看護等の際の休暇(以下「子の看護等休暇」という。)

ウ 省略

(3)～(5) 省略

2 省略

(休暇の許可の事由及び期間)

第 1 条 の 3 条例第 3 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
(1)～(21) 省略	
(22) 職員が要介護者(条例第11条第5項第1号に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う場合であつて、当該職員が当該世話をを行う必要があると認められるとき。	省略
(23)～(26) 省略	

2・3 省略

4 定年前再任用短時間勤務職員(条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務職員(同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対する第1項の表(12)の項及び(23)の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 第1項の表(12)の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に定年前再任用短時間勤務職員(条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の1週間の勤務日(条例第11条第6項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。))が同一でない職員(以下「不斉一型短時間勤務職員」という。)にあつては、38時間45分に同条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間(職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))(その日数が5日を超えるときは、5日)」とする。

(2)・(3) 省略

(条例第 3 条第 5 項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位)

第 1 条 の 4 条例第 3 条第 5 項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる休暇の残日数の全てを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア 省略

イ 条例第 8 条の 2 に規定する子の看護の際の休暇(以下「子の看護休暇」という。)

ウ 省略

(3)～(5) 省略

2 省略

(休暇の算定)

第3条 週休日、勤務時間を割り振らない日(条例第11条第4項及び同条第6項において読み替えて準用する同条第5項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第6条第2項及び第12条第2項において同じ。)、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日(条例第2条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。)又は代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。) (以下「週休日等」という。) を挟んで年次休暇、子の看護等休暇又は第1条の3第1項の表⁽¹⁴⁾の項、⁽¹⁹⁾の項、⁽²⁰⁾の項、⁽²²⁾の項若しくは⁽²³⁾の項に規定する有給休暇(以下この項において「年次休暇等」という。) を与えた場合は、その週休日等は、年次休暇等として取り扱わない。ただし、年次休暇等を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。

2 省略

(子の看護等休暇)

第4条の5 省略

2 条例第8条の2の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とし、同条の人事委員会規則で定めるものは、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典とする。

(1) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号) 第19条の規定による出席停止

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずる事由

3 第3条第2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員について、1時間を単位として与えた子の看護等休暇を日に換算する場合の算定に関し必要な事項は、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める。

(休暇の許可手続)

第6条 省略

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日(勤務しなかつた日が2日以上にわたるときは、その最初の日) から、週休日、勤務時間を割り振らない日、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。) を除き遅くとも3日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができない正当な事由があると認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 子の看護等休暇及び第1条の3第1項の表⁽²⁾の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第9条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

(週休日及び勤務時間の割振り等の基準等)

(休暇の算定)

第3条 週休日 _____

_____、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日(条例第2条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。)又は代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。) (以下「週休日等」という。) を挟んで年次休暇、子の看護休暇 又は第1条の3第1項の表⁽¹⁴⁾の項、⁽¹⁹⁾の項、⁽²⁰⁾の項、⁽²²⁾の項若しくは⁽²³⁾の項に規定する有給休暇(以下この項において「年次休暇等」という。) を与えた場合は、その週休日等は、年次休暇等として取り扱わない。ただし、年次休暇等を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。

2 省略

(子の看護休暇)

第4条の5 省略

2 第3条第2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員について、1時間を単位として与えた子の看護休暇 _____ を日に換算する場合の算定に関し必要な事項は、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める。

(休暇の許可手続)

第6条 省略

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日(勤務しなかつた日が2日以上にわたるときは、その最初の日) から、週休日 _____、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。) を除き遅くとも3日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができない正当な事由があると認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 子の看護休暇 _____ 及び第1条の3第1項の表⁽²⁾の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第9条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

(週休日及び勤務時間の割振り _____ の基準等)

第11条の2 条例第11条第4項 _____ の人事委員会規則で定める職員は、警察学校において教養訓練を受ける職員とする。

第11条の3 任命権者は、勤務時間の割振り等（条例第11条第4項の規定による勤務時間を割り振らない日（第12条第2項を除き、以下「勤務時間を割り振らない日」という。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第11条の6までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第11条第4項の職員の申告（以下単に「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

(1) 勤務時間を割り振らない日は、条例第11条第4項に規定する単位期間（以下この号及び次号において「単位期間」という。）をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）につき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日その他人事委員会が定める日（以下「休日等」という。）については、7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、これらの職員の _____ 単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第11条第3項本文の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項 _____ において同じ。）とすること。

(3) 省略

(4) 省略

2 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第2号本文及び第3号に定める基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第1項第3号に定める基準によらないことができるものとする。

第11条の4 申告

_____ は、前条に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに次条第1項各号のいずれに該当する職員として申告をするかを明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等 _____ を変更することができる。

(1) _____ 申告があつた場合において、当該申告 _____

第11条の2 条例第11条第4項及び第5項の人事委員会規則で定める職員は、警察学校において教養訓練を受ける職員とする。

第11条の3 条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りは _____、次に掲げる基準に適合するものでなければ _____ ならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日その他人事委員会が定める日（以下「休日等」という。）については、7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、これらの職員の条例第11条第4項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第3項本文 _____ の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第11条の6第1項第2号において同じ。）とすること。

(2) 省略

(3) 省略

2 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第1項第2号に定める基準によらないことができるものとする。

第11条の4 条例第11条第4項の職員の申告（以下この条において単に「申告」という。）は、前条に定める基準に適合するものでなければ _____ ならない。

2 任命権者は、申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによる公務の運営に支障が生ずると認められる場合には、人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻を変更することができる。

(1) 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告 _____

どおりに変更するとき。

(2) 勤務時間の割振り等を行った

_____ 後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

第11条の5 条例第11条第4項の人事委員会規則で定める期間（以下「単位期間」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める

_____ 期間とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 4週間（4週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として人事委員会の定める場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間）

(2) 次のいずれかに該当する職員（以下「育児介護等職員」という。）であつて、当該職員として申告をしたもの 1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間

ア 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

イ 要介護者を介護する職員

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員

2 任命権者は、育児介護等職員として申告をした職員について、育児介護等職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

どおりに変更するとき。

(2) 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の始業又は終業の時刻によると 公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

第11条の5 条例第11条第4項の人事委員会規則で定める期間（以下「単位期間」という。）は、同項の規定に基づく勤務時間の割振りにあつては4週間（4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間）とし、同条第5項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りにあつては1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とする。

第11条の6 条例第11条第5項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 条例第11条第3項本文の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間）ごとにつき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日等については、7時間45分とすること。

(3) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者があらかじめ定める連続する3時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

2 第11条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「第11条第4項」とあるのは「第11条第5項」と、同条第2項中「前項第1号本文及び第2号」とあるのは「第11条の6第1項第2号本文及び第3号」と、同条第3項中「第1項第2号」とあるのは「第11条の6第1項第3号」と読み替えるものとする。

第11条の7 条例第11条第5項の職員の申告（以下この条において

単に「申告」という。)は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、申告について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、申告を考慮して前条第1項第1号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、できる限り当該週休日及び勤務時間の割り振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 第11条の4第3項の規定は、前項の規定に基づき勤務時間を割り振った場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは、「第11条の7第3項」と読み替えるものとする。

第11条の8 条例第11条第5項第1号の人事委員会規則で定める子は、中学校就学の始期に達するまでの子とし、同号の人事委員会規則で定めるものは、当該職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2親等以内の親族及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母の配偶者とする。

第11条の9 条例第11条第5項第2号の人事委員会規則で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員とする。

第11条の10 第11条の7第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、条例第11条第5項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

第11条の6 育児介護等職員として申告をして勤務時間の割り振り等を行われた職員は、育児介護等職員に

該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。この場合において、当該勤務時間の割り振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割り振り等によることができるものとする。

2 第11条の5第2項の規定は、前項の届出について準用する。

2 第11条の7第2項の規定は、前項の届出について準用する。

第11条の11 第11条の7第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の途中において条例第11条第5項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割り振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第11条の7 第11条の3、第11条の4及び第11条の5(第1項第1号を除く。)の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

(週休日の振替等)

第12条 条例第11条第5項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の人事委員会規則で定める期間は、同条第5項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替等(次の各号のいずれかに該当するもの

第11条の12 第11条の3及び第11条の4
の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

(週休日の振替等)

第12条 条例第11条第6項
の人事委員会規則で定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替(条例第11条第6項の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることを

_____をいう。以下同じ。)を行う場合には、
週休日の振替等

_____を行つた後において、週休日又は勤務時間を
を割り振らない日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- (1) 週休日の振替(条例第11条第5項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)
- (2) 勤務時間を割り振らない日の振替(条例第11条第6項において読み替えて準用する同条第5項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)
- (3) 4時間の勤務時間の割振り変更(条例第11条第5項の規定に基づき4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)

3・4 省略

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- (1)~(3) 省略
- (4) 当該請求に係る子が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法_____第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合に該当することとなつたこと。

2 勤務時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項前段の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求は、勤務時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

- (1) 省略
- (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

(時間外勤務の制限)

第12条の8 第12条の2及び第12条の3の規定は、時間外勤務の制限の請求について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、「以下「勤務時間外勤務」とあるのは「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」と、「勤務時間外勤務の」とあるのは「時間外勤務の」と、「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、「同条第3項」とあるのは「同条第1項」と、「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」とあるのは「以下「勤務時間外勤務」と、同条第2項及び第3項中「条例第12条第1項」とあるの

いう。以下同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(同項の規定に基づき、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行つた後において、週休日_____が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3・4 省略

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- (1)~(3) 省略
- (4) 当該請求に係る子が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合に該当することとなつたこと。

2 勤務時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項前段の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求は、勤務時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

- (1) 省略
- (2) 当該請求に係る子が3歳_____に達したこと。

(時間外勤務の制限)

第12条の8 第12条の2及び第12条の3の規定は、時間外勤務の制限の請求について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、「以下「勤務時間外勤務」とあるのは「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」と、「勤務時間外勤務の」とあるのは「時間外勤務の」と、「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、「同条第3項」とあるのは「同条第1項」と、「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」とあるのは「以下「勤務時間外勤務」と、同条第2項及び第3項中「条例第12条第1項」とあるの

は「条例第12条第3項」と、同項、同条第4項並びに第12条の3第1項及び第2項中「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と _____ 読み替えるものとする。

第12条の11 省略

第12条の12 条例第12条第4項及び同項において読み替えて準用する同条第1項の人事委員会規則で定めるものは、当該職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者とする。

（代休日の指定等の特例）

第14条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の2の2、第10条の3、第11条、第11条の3 _____ 及び第12条の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難しいときは、人事委員会の承認を得て、代休日の指定、超勤代休時間の指定、週休日、勤務時間を割り振らない日、勤務時間の割振り及び週休日の振替等につき別段の定めをすることができる。

は「条例第12条第3項」と、同項、同条第4項並びに第12条の3第1項及び第2項中「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、同項第2号中「3歳」とあるのは「小学校就学の始期」と読み替えるものとする。

第12条の11 省略

（代休日の指定等の特例）

第14条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の2の2、第10条の3、第11条、第11条の3、第11条の6及び第12条の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難しいときは、人事委員会の承認を得て、代休日の指定、超勤代休時間の指定、週休日 _____、勤務時間の割振り及び週休日の振替等につき別段の定めをすることができる。

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第6条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）</p> <p>第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次に掲げる休暇の残日数の全てを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>条例第9条の2に規定する子の看護等</u>の際の休暇（以下「子の看護等休暇」という。）</p> <p>ウ 省略</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（休暇の計算）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 週休日、休日（条例第3条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、代休日（勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。）又は特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間（勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。）（以下「週休日等」という。）を挟んで年次休暇、子の<u>看護等休暇</u>又は第2条の3第1項の表⁽¹³⁾の項、⁽¹⁸⁾の項、⁽¹⁹⁾の項、⁽²¹⁾の項若しくは⁽²²⁾の項に規定する有給休暇（以下この項において「年次休暇等」という。）を与える場合は、その週休日等は、年次休暇等としない。ただし、年次休暇等を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日</p>	<p>（条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）</p> <p>第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次に掲げる休暇の残日数の全てを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 条例第9条の2に規定する子の<u>看護</u>の際の休暇（以下「子の<u>看護休暇</u>」という。）</p> <p>ウ 省略</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（休暇の計算）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 週休日、休日（条例第3条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、代休日（勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。）又は特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間（勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。）（以下「週休日等」という。）を挟んで年次休暇、子の<u>看護休暇</u> 又は第2条の3第1項の表⁽¹³⁾の項、⁽¹⁸⁾の項、⁽¹⁹⁾の項、⁽²¹⁾の項若しくは⁽²²⁾の項に規定する有給休暇（以下この項において「年次休暇等」という。）を与える場合は、その週休日等は、年次休暇等としない。ただし、年次休暇等を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日</p>

とする。

(子の看護等休暇)

第4条の3 省略

2 条例第9条の2の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とし、同条の人事委員会規則で定めるものは、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典とする。

(1) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずる事由

3 第4条第1項の規定にかかわらず、短時間勤務教育職員について、1時間を単位として与えられた子の看護等休暇を日に換算する場合の計算に関し必要な事項は、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める。

4 省略

(休暇の許可手続)

第6条 省略

2 省略

3 子の看護等休暇及び第2条の3第1項の表⁽²⁾の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第10条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)~(3) 省略

(4) 当該請求に係る子が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合に該当することとなつたこと。

2 勤務時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項前段の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求は、勤務時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

(1) 省略

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

(時間外勤務の制限)

第12条の8 第12条の2及び第12条の3の規定は、時間外勤務の制限の請求について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、「以下「勤務時間外勤務」とあるのは「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」と、「勤務時間外勤務の」とあるのは「時間外勤務の」と、「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、「同条第3項」とあるのは「同条第1項」と、「第12条の10の時間を超えてする勤

とする。

(子の看護休暇)

第4条の3 省略

2 第4条第1項の規定にかかわらず、短時間勤務教育職員について、1時間を単位として与えられた子の看護休暇を日に換算する場合の計算に関し必要な事項は、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める。

3 省略

(休暇の許可手続)

第6条 省略

2 省略

3 子の看護休暇及び第2条の3第1項の表⁽²⁾の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第10条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)~(3) 省略

(4) 当該請求に係る子が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合に該当することとなつたこと。

2 勤務時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項前段の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求は、勤務時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

(1) 省略

(2) 当該請求に係る子が3歳に達したこと。

(時間外勤務の制限)

第12条の8 第12条の2及び第12条の3の規定は、時間外勤務の制限の請求について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、「以下「勤務時間外勤務」とあるのは「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」と、「勤務時間外勤務の」とあるのは「時間外勤務の」と、「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、「同条第3項」とあるのは「同条第1項」と、「第12条の10の時間を超えてする勤

務に限る。以下「時間外勤務」とあるのは「以下「勤務時間外勤務」と、同条第2項及び第3項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、同項、同条第4項並びに第12条の3第1項及び第2項中「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と_____読み替えるものとする。

務に限る。以下「時間外勤務」とあるのは「以下「勤務時間外勤務」と、同条第2項及び第3項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、同項、同条第4項並びに第12条の3第1項及び第2項中「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、同項第2号中「3歳」とあるのは「小学校就学の始期」と読み替えるものとする。

(会計年度任用職員の休暇及び勤務時間の基準に関する規則の一部改正)

第7条 会計年度任用職員の休暇及び勤務時間の基準に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-71)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務時間の基準)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 会計年度任用職員の申告を考慮して当該会計年度任用職員の勤務時間を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合において当該会計年度任用職員の申告を経て任命権者が定める当該会計年度任用職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、4週を超えない範囲内で週を単位として任命権者の定める期間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。</p> <p>3 職務の特殊性その他の事由により第1項の規定により難しい事情があると認められる会計年度任用職員について任命権者が定める当該会計年度任用職員の勤務時間は、同項の規定にかかわらず、毎4週間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。</p>	<p>(勤務時間の基準)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 職務の特殊性その他の事由により前項の規定により難しい事情があると認められる会計年度任用職員について任命権者が定める当該会計年度任用職員の勤務時間は、同項の規定にかかわらず、毎4週間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1278

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、扶養親族届兼扶養手当認定簿(様式第1号)により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の勤労所得、資産所得、事業所得、恩給、退職年金等の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</p> <p>第7条の2 任命権者は、前条第1項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を_____認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 条例第9条第1項に規定する届出は、_____扶養親族届兼扶養手当認定簿(様式第1号)によらなければ_____ならない。</p> <p>第7条の2 任命権者が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届兼扶養手当認定簿記載の扶養親族が条例第8条第2項に規定する要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定しなければならない。</p>

2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。
 (1) 職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

(2)・(3) 省略

3 省略

第7条の3 省略

第7条の4 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附則

（令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第6条の2中「条例」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第4号）附則第4項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）」と、第7条第1項及び第7条の4第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（行政職8級以上職員に相当する職員）

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第4号）附則第4項の規定により読み替えられた条例第8条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第6条の2に規定する職員とする。

様式第1号（第7条 _____、第20条関係） 扶養親族届兼扶養手当認定簿

（表） 省略

（裏）

記入上の注意

（届出者記入項目関係）

1～4 省略

5 「届出の事由」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（例えば、採用 _____、出生、養子縁組、60歳以

2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。
 (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

(2)・(3) 省略

3 省略

第7条の3 省略

第7条の4 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

附則

（平成28年改正条例附則第4項から第6項までの規定が適用される間の読替え）

2 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第7条中「条例第9条第1項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第51号）附則第4項から第6項までの規定により読み替えられた条例第9条第1項」とする。

（行政職8級以上職員に相当する職員）

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第51号）附則第6項の規定により読み替えられた条例第8条第3項の

_____人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる _____職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの

(2) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（管理職手当に関する規則別表第1の区分が1種に該当する職を占める職員に限る。）

様式第1号（第7条、第7条の2、第20条関係） 扶養親族届兼扶養手当認定簿

（表） 省略

（裏）

記入上の注意

（届出者記入項目関係）

1～4 省略

5 「届出の事由」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（例えば、採用、婚姻、出生、養子縁組、60歳以

上、重度心身障害等)又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由(例えば、死亡、所得限度額超過、主たる扶養者の交代等)をそれぞれ記入すること。

6 省略

(任命権者記入項目関係)

1・2 省略

上、重度心身障害等)又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由(例えば、離婚、死亡、所得限度額超過、主たる扶養者の交代等)をそれぞれ記入すること。

6 省略

(任命権者記入項目関係)

1・2 省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1279

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第29条 削除</p> <p>(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)</p> <p>第31条 職員給与条例第4条第7項第1号の人事委員会で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。</p> <p>2 職員給与条例第4条第7項第1号の55歳を超える職員で人事委員会規則で定めるもの及び教育職員給与条例第7条第3項の55歳を超える教育職員で人事委員会規則で定めるものは、55歳(前項に規定する職員にあつては、同項に規定する年齢)に達した日以後の最初の3月31日までの間にある職員以外の職員とする。</p> <p>(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第31条の2 職員給与条例第4条第7項第2号の人事委員会で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</p> <p>(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であ</p>	<p>(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第29条 職員給与条例第4条第6項の人事委員会規則で定める職員又は教育職員給与条例第7条第2項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの</p> <p>(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの</p> <p>(3) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの</p> <p>(4) 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</p> <p>(5) 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</p> <p>(6) 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの</p> <p>(7) 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの</p> <p>(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)</p> <p>第31条 職員給与条例第4条第7項 〃 の人事委員会で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。</p> <p>2 職員給与条例第4条第7項 〃 の55歳を超える職員で人事委員会規則で定めるもの及び教育職員給与条例第7条第3項の55歳を超える教育職員で人事委員会規則で定めるものは、55歳(前項に規定する職員にあつては、同項に規定する年齢)に達した日以後の最初の3月31日までの間にある職員以外の職員とする。</p>

るもの

(3) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員でその職務の級が4級で

あるもの

別表第33から別表第34までを次のように改める。

別表第33 (第22条関係)

昇格時号給対応表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	

42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46	67				
87	35	47	46	68				

88	35	48	46	68				
89	35	48	47	69				
90	36	48	47	70				
91	36	48	47	71				
92	36	48	47	72				
93	37	49	47	73				
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	

51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51	76			
87	75	75	63	52	77			
88	76	76	64	52	78			
89	77	77	65	53	79			
90	78	78	66	53	79			
91	79	79	67	53	80			
92	80	80	68	54	80			
93	81	81	69	54	81			
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				

97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130			92					
131			92					
132			92					
133			93					
134			93					
135			93					
136			93					
137			93					
138			94					
139			95					
140			96					
141			96					

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6

44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		

90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

4 医療職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1

11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5

57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

5 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1

14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	

60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38	32	
79	41	53	62	38	32	
80	42	54	62	38	32	
81	42	54	63	39	33	
82	42	54	63	39	33	
83	43	55	64	39	34	
84	43	55	64	39	34	
85	43	55	65	39	35	
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			

106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

6 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18

39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	

85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57	32	
87	66	59	75	58	32	
88	66	60	76	58	32	
89	67	61	77	59	33	
90	67	62	78	59	33	
91	68	63	79	60	34	
92	68	64	80	60	34	
93	69	65	81	60	35	
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				

131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	37	1	1
47	38	1	1
48	38	1	1
49	39	1	1

50	39	1	1
51	40	1	1
52	40	1	1
53	41	1	1
54	41	1	1
55	42	1	1
56	42	1	1
57	43	1	1
58	43	1	1
59	44	1	1
60	44	1	1
61	45	1	1
62	45	2	2
63	46	3	3
64	46	4	4
65	47	5	4
66	47	6	4
67	48	7	4
68	48	8	4
69	49	9	5
70	49	10	5
71	50	11	5
72	50	12	5
73	51	13	5
74	51	14	6
75	52	15	6
76	52	16	6
77	53	17	6
78	53	18	6
79	53	19	7
80	54	20	7
81	54	21	7
82	54	22	7
83	55	23	7
84	55	24	7
85	55	25	8
86	56	26	8
87	56	27	8
88	56	28	8
89	57	29	9
90	57	30	
91	58	31	
92	58	32	
93	59	33	
94	59	34	
95	60	35	

96	60	36	
97	61	37	
98	61	38	
99	61	39	
100	61	40	
101	62	41	
102	62	42	
103	62	43	
104	62	44	
105	63	45	
106	63	46	
107	63	47	
108	63	48	
109	64	49	
110	64	49	
111	64	50	
112	64	50	
113	65	51	
114	65	51	
115	65	52	
116	65	52	
117	66	53	
118	66	54	
119	66	55	
120	66	56	
121	67	57	
122	67	57	
123	67	58	
124	67	58	
125	68	59	
126		59	
127		60	
128		60	
129		61	
130		61	
131		61	
132		62	
133		62	
134		62	
135		62	
136		62	
137		62	
138		62	
139		62	
140		62	
141		63	

142		63	
143		63	
144		63	
145		63	
146		63	
147		63	
148		63	
149		63	
150		63	
151		63	
152		63	
153		63	
154		63	
155		63	
156		64	
157		64	

7の2 中学校・小学校教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2級	特2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1

27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	1
43	1
44	1
45	1
46	1
47	1
48	1
49	1
50	1
51	1
52	1
53	1
54	2
55	3
56	4
57	5
58	6
59	7
60	8
61	9
62	10
63	11
64	12
65	13
66	14
67	15
68	16
69	17
70	18
71	19
72	20

73	21
74	22
75	23
76	24
77	25
78	26
79	27
80	28
81	29
82	30
83	31
84	32
85	33
86	34
87	35
88	36
89	37
90	38
91	39
92	40
93	41
94	42
95	43
96	44
97	45
98	46
99	47
100	48
101	49
102	50
103	51
104	52
105	53
106	54
107	55
108	56
109	57
110	57
111	58
112	58
113	59
114	59
115	60
116	60
117	61
118	62

119	63
120	64
121	65
122	65
123	66
124	66
125	67
126	67
127	68
128	68
129	69
130	70
131	71
132	72
133	72
134	72
135	72
136	73
137	73
138	73
139	73
140	73
141	74
142	74
143	74
144	75
145	75
146	75
147	76
148	76
149	76
150	77
151	77
152	77
153	78
154	78
155	78
156	79
157	79

7の3 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1	1
2	1
3	1

4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39
48	40
49	41

50	42
51	43
52	44
53	45
54	46
55	47
56	48
57	49
58	50
59	51
60	52
61	53
62	54
63	55
64	56
65	57
66	58
67	59
68	60
69	61
70	61
71	61
72	62
73	62
74	63
75	63
76	63
77	63
78	63
79	64
80	65
81	66
82	67
83	68
84	69
85	70
86	70
87	71
88	72
89	72
90	73
91	74
92	75
93	76
94	77
95	77

96	78
97	78
98	79
99	80
100	81
101	81
102	81
103	81
104	81
105	81

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1

33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12
57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	
63	34	1	
64	34	1	
65	35	1	
66	35	1	
67	36	1	
68	36	1	
69	37	1	
70	37	2	
71	38	3	
72	38	4	
73	39	5	
74	39	6	
75	40	7	
76	40	8	
77	41	9	
78	41	10	

79	42	11	
80	42	12	
81	43	13	
82	43	14	
83	44	15	
84	44	16	
85	45	17	
86	45	18	
87	46	19	
88	46	20	
89	47	21	
90	47	22	
91	48	23	
92	48	24	
93	49	25	
94	49	26	
95	50	27	
96	50	28	
97	51	29	
98	51	30	
99	52	31	
100	52	32	
101	53	33	
102	53	33	
103	54	34	
104	54	34	
105	55	35	
106	55	35	
107	56	36	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	
114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	42	
124	60	42	

125	61	42	
126	61	42	
127	61	42	
128	61	42	
129	61	43	
130	61	43	
131	62	43	
132	62	43	
133	62	43	
134	62	43	
135	62	44	
136	62	44	
137	63	44	
138	63	44	
139	63	44	
140	63	44	
141	63	44	
142	63	44	
143	64	44	
144	64	44	
145	64	44	
146	64		
147	64		
148	64		
149	65		
150	65		
151	66		
152	66		
153	67		

9 高等学校等教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2級	特2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1

14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	2
43	3
44	4
45	5
46	6
47	7
48	8
49	9
50	10
51	11
52	12
53	13
54	14
55	15
56	16
57	17
58	18
59	19

60	20
61	21
62	22
63	23
64	24
65	25
66	26
67	27
68	28
69	29
70	30
71	31
72	32
73	33
74	34
75	35
76	36
77	37
78	38
79	39
80	40
81	41
82	42
83	43
84	44
85	45
86	46
87	47
88	48
89	49
90	50
91	51
92	52
93	53
94	54
95	55
96	56
97	57
98	58
99	59
100	60
101	61
102	61
103	62
104	62
105	63

106	63
107	64
108	64
109	65
110	66
111	67
112	68
113	69
114	69
115	70
116	70
117	71
118	71
119	72
120	72
121	72
122	72
123	73
124	73
125	73
126	73
127	73
128	73
129	74
130	74
131	74
132	74
133	74
134	74
135	75
136	75
137	75
138	75
139	75
140	76
141	76
142	76
143	76
144	76
145	76

10 高等学校等教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1	1
2	1

3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	2
31	3
32	4
33	5
34	6
35	7
36	8
37	9
38	10
39	11
40	12
41	13
42	14
43	15
44	16
45	17
46	18
47	19
48	20

49	21
50	22
51	23
52	24
53	25
54	26
55	27
56	28
57	29
58	30
59	31
60	32
61	33
62	34
63	35
64	36
65	37
66	37
67	38
68	38
69	39
70	40
71	41
72	41
73	42
74	43
75	44
76	44
77	45
78	46
79	46
80	47
81	48
82	49
83	49
84	50
85	51
86	51
87	51
88	52
89	52
90	53
91	53
92	54
93	54
94	54

95	55
96	55
97	55
98	55
99	56
100	56
101	56
102	56
103	56
104	56
105	57

別表第33の2（第23条関係）

降格時号給対応表

1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	34	22	22	10	14	18	17	2
3	35	23	23	11	15	19	21	3
4	36	24	24	12	16	20	28	4
5	37	25	25	13	17	22	45	9
6	38	26	26	14	18	24	45	9
7	39	27	27	15	19	26	45	9
8	40	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		

42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	86	85			
68	93	125	109	88	85			
69	93	125	109	89	85			
70	93	125	109	90	85			
71	93	125	109	91	85			
72	93	125	109	92	85			
73	93	125	109	93	85			
74	93	125	109	93				
75	93	125	109	93				
76	93	125	109	93				
77	93	125	109	93				
78	93	125	109	93				
79	93	125	109	93				
80	93	125	109	93				
81	93	125	109	93				
82	93	125	109	93				
83	93	125	109	93				
84	93	125	109	93				
85	93	125	109	93				
86	93	125	109					
87	93	125	109					

88	93	125	109					
89	93	125	109					
90	93	125	109					
91	93	125	109					
92	93	125	109					
93	93	125	109					
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

2 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	14	22	30	10	14	18	17
3	11	15	23	31	11	15	19	20
4	12	16	24	32	12	16	20	27

5	13	17	25	33	13	17	21	45
6	14	18	26	34	14	18	22	45
7	15	19	27	35	15	19	23	45
8	16	20	28	36	16	20	24	45
9	17	21	29	37	17	21	25	45
10	18	22	30	38	18	22	26	
11	19	23	31	39	19	23	27	
12	20	24	32	40	20	24	28	
13	21	25	33	41	21	25	29	
14	22	26	34	42	22	26	30	
15	23	27	35	43	23	27	31	
16	24	28	36	44	24	28	32	
17	25	29	37	45	25	29	33	
18	26	30	38	46	26	30	34	
19	27	31	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	30	34	42	50	30	34	38	
23	31	35	43	51	31	35	39	
24	32	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	34	38	46	54	34	38	44	
27	35	39	47	55	35	39	46	
28	36	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		

51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	86			
77	89	89	101	121	87			
78	90	90	102	121	88			
79	91	91	103	121	90			
80	92	92	104	121	92			
81	93	93	105	121	93			
82	94	94	106	121	93			
83	95	95	107	121	93			
84	96	96	108	121	93			
85	97	97	110	121	93			
86	98	98	112	121				
87	99	99	114	121				
88	100	100	116	121				
89	101	102	118	121				
90	102	104	120	121				
91	103	106	122	121				
92	104	108	132	121				
93	107	109	137	121				
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					

97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	129	141					
106	125	129	141					
107	125	129	141					
108	125	129	141					
109	125	129	141					
110	125	129	141					
111	125	129	141					
112	125	129	141					
113	125	129	141					
114	125	129	141					
115	125	129	141					
116	125	129	141					
117	125	129	141					
118	125	129	141					
119	125	129	141					
120	125	129	141					
121	125	129	141					
122	125	129						
123	125	129						
124	125	129						
125	125	129						
126	125	129						
127	125	129						
128	125	129						
129	125	129						
130		129						
131		129						
132		129						
133		129						
134		129						
135		129						
136		129						
137		129						
138		129						
139		129						
140		129						
141		129						

3 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	57
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	
35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	

44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	
50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	
55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			

90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

4 医療職給料表(-)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73

11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	

57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

5 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53

14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	80	53
33	62	53	45	63	82	53
34	64	54	46	66	84	53
35	66	55	47	69	85	53
36	68	56	48	72	85	53
37	70	57	49	76	85	53
38	72	58	50	80	85	
39	74	59	51	85	85	
40	76	60	52	90	85	
41	79	61	53	95	85	
42	82	62	54	100	85	
43	85	63	55	101	85	
44	85	64	56	101	85	
45	85	65	57	101	85	
46	85	66	58	101	85	
47	85	67	59	101	85	
48	85	68	60	101	85	
49	85	70	61	101	85	
50	85	72	62	101	85	
51	85	74	63	101	85	
52	85	76	64	101	85	
53	85	79	65	101	85	
54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		
56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		

60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109	101		
79	85	105	109	101		
80	85	105	109	101		
81	85	105	109	101		
82	85	105	109	101		
83	85	105	109	101		
84	85	105	109	101		
85	85	105	109	101		
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				

106		105			
107		105			
108		105			
109		105			

6 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	29	13	21	25	21
2	18	30	14	22	26	22
3	19	31	15	23	27	23
4	20	32	16	24	28	24
5	21	33	17	25	29	25
6	22	34	18	26	30	26
7	23	35	19	27	31	27
8	24	36	20	28	32	28
9	25	37	21	29	33	29
10	26	38	22	30	34	30
11	27	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	88	57
33	49	61	45	53	90	57
34	50	62	46	54	92	57
35	51	63	47	55	93	57
36	52	64	48	56	93	57
37	53	65	49	57	93	57
38	54	66	50	58	93	57

39	55	67	51	59	93	57
40	56	68	52	60	93	57
41	58	69	53	61	93	57
42	60	70	54	62	93	
43	62	71	55	63	93	
44	64	72	56	64	93	
45	65	73	57	66	93	
46	66	74	58	68	93	
47	67	75	59	70	93	
48	68	76	60	72	93	
49	69	77	61	73	93	
50	70	78	62	74	93	
51	71	79	63	75	93	
52	72	80	64	76	93	
53	73	81	65	78	93	
54	74	82	66	80	93	
55	75	83	67	82	93	
56	76	84	68	84	93	
57	77	85	69	86	93	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		

85	131	135	101	109		
86	134	140	102	109		
87	137	145	103	109		
88	140	150	106	109		
89	144	153	109	109		
90	148	153	112	109		
91	152	153	115	109		
92	156	153	118	109		
93	159	153	121	109		
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					

131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

7 中学校・小学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	9	61	61
2	10	62	62
3	11	63	63
4	12	64	68
5	13	65	73
6	14	66	78
7	15	67	84
8	16	68	88
9	17	69	89
10	18	70	89
11	19	71	89
12	20	72	89
13	21	73	89
14	22	74	89
15	23	75	89
16	24	76	89
17	25	77	89
18	26	78	89
19	27	79	89

20	28	80	89
21	29	81	89
22	30	82	
23	31	83	
24	32	84	
25	33	85	
26	34	86	
27	35	87	
28	36	88	
29	37	89	
30	38	90	
31	39	91	
32	40	92	
33	41	93	
34	42	94	
35	43	95	
36	44	96	
37	46	97	
38	48	98	
39	50	99	
40	52	100	
41	54	101	
42	56	102	
43	58	103	
44	60	104	
45	62	105	
46	64	106	
47	66	107	
48	68	108	
49	70	110	
50	72	112	
51	74	114	
52	76	116	
53	79	117	
54	82	118	
55	85	119	
56	88	120	
57	90	122	
58	92	124	
59	94	126	
60	96	128	
61	100	131	
62	104	140	
63	108	155	
64	112	157	
65	116	157	

66	120	157	
67	124	157	
68	125	157	
69	125	157	
70	125	157	
71	125	157	
72	125	157	
73	125	157	
74	125	157	
75	125	157	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	
84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	
88	125	157	
89	125	157	
90	125		
91	125		
92	125		
93	125		
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		

112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

8 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から2級への降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
特2級	2級
1	53
2	54
3	55
4	56
5	57
6	58
7	59
8	60
9	61
10	62
11	63
12	64
13	65
14	66
15	67
16	68
17	69
18	70
19	71
20	72
21	73
22	74
23	75
24	76
25	77
26	78
27	79
28	80
29	81
30	82
31	83
32	84
33	85
34	86
35	87
36	88
37	89
38	90
39	91
40	92
41	93
42	94
43	95

44	96
45	97
46	98
47	99
48	100
49	101
50	102
51	103
52	104
53	105
54	106
55	107
56	108
57	110
58	112
59	114
60	116
61	117
62	118
63	119
64	120
65	122
66	124
67	126
68	128
69	129
70	130
71	131
72	135
73	140
74	143
75	146
76	149
77	152
78	155
79	157
80	157
81	157
82	157
83	157
84	157
85	157
86	157
87	157
88	157
89	157

90	157
91	157
92	157
93	157
94	157
95	157
96	157
97	157
98	157
99	157
100	157
101	157
102	157
103	157
104	157
105	157

9 中学校・小学校教育職員給料表の3級から特2級への降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
3級	特2級
1	9
2	10
3	11
4	12
5	13
6	14
7	15
8	16
9	17
10	18
11	19
12	20
13	21
14	22
15	23
16	24
17	25
18	26
19	27
20	28
21	29
22	30
23	31
24	32
25	33
26	34

27	35
28	36
29	37
30	38
31	39
32	40
33	41
34	42
35	43
36	44
37	45
38	46
39	47
40	48
41	49
42	50
43	51
44	52
45	53
46	54
47	55
48	56
49	57
50	58
51	59
52	60
53	61
54	62
55	63
56	64
57	65
58	66
59	67
60	68
61	71
62	73
63	78
64	79
65	80
66	81
67	82
68	83
69	84
70	86
71	87
72	89

73	90
74	91
75	92
76	93
77	95
78	97
79	98
80	99
81	105
82	105
83	105
84	105
85	105
86	105
87	105
88	105
89	105

10 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	69	41
2	22	70	42
3	23	71	43
4	24	72	44
5	25	73	45
6	26	74	46
7	27	75	47
8	28	76	48
9	29	77	50
10	30	78	52
11	31	79	54
12	32	80	56
13	33	81	58
14	34	82	60
15	35	83	61
16	36	84	61
17	37	85	61
18	38	86	61
19	39	87	61
20	40	88	61
21	41	89	61
22	42	90	
23	43	91	
24	44	92	
25	46	93	

26	48	94	
27	50	95	
28	52	96	
29	54	97	
30	56	98	
31	58	99	
32	60	100	
33	62	102	
34	64	104	
35	66	106	
36	68	108	
37	70	110	
38	72	112	
39	74	114	
40	76	116	
41	78	122	
42	80	128	
43	82	134	
44	84	145	
45	86	145	
46	88	145	
47	90	145	
48	92	145	
49	94	145	
50	96	145	
51	98	145	
52	100	145	
53	102	145	
54	104	145	
55	106	145	
56	108	145	
57	112	145	
58	116	145	
59	120	145	
60	124	145	
61	130	145	
62	136		
63	142		
64	148		
65	150		
66	152		
67	153		
68	153		
69	153		
70	153		
71	153		

72	153		
73	153		
74	153		
75	153		
76	153		
77	153		
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		

118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

11 高等学校等教育職員給料表の特2級から2級への降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
特2級	2級
1	41
2	42
3	43
4	44
5	45
6	46
7	47
8	48
9	49
10	50
11	51
12	52
13	53
14	54

15	55
16	56
17	57
18	58
19	59
20	60
21	61
22	62
23	63
24	64
25	65
26	66
27	67
28	68
29	69
30	70
31	71
32	72
33	73
34	74
35	75
36	76
37	77
38	78
39	79
40	80
41	81
42	82
43	83
44	84
45	85
46	86
47	87
48	88
49	89
50	90
51	91
52	92
53	93
54	94
55	95
56	96
57	97
58	98
59	99
60	100

61	102
62	104
63	106
64	108
65	109
66	110
67	111
68	112
69	114
70	116
71	118
72	122
73	128
74	134
75	139
76	145
77	145
78	145
79	145
80	145
81	145
82	145
83	145
84	145
85	145
86	145
87	145
88	145
89	145
90	145
91	145
92	145
93	145
94	145
95	145
96	145
97	145
98	145
99	145
100	145
101	145
102	145
103	145
104	145
105	145

12 高等学校等教育職員給料表の3級から特2級への降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
3級	特2級
1	29
2	30
3	31
4	32
5	33
6	34
7	35
8	36
9	37
10	38
11	39
12	40
13	41
14	42
15	43
16	44
17	45
18	46
19	47
20	48
21	49
22	50
23	51
24	52
25	53
26	54
27	55
28	56
29	57
30	58
31	59
32	60
33	61
34	62
35	63
36	64
37	66
38	68
39	69
40	70
41	72
42	73
43	74

44	76
45	77
46	79
47	80
48	81
49	83
50	84
51	87
52	89
53	91
54	94
55	98
56	104
57	105
58	105
59	105
60	105
61	105

別表第34 (第30条関係)

昇給号給数表

1 行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

- この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第31条の2各号に掲げる職員以外の職員に適用する。
 - この表に定める上段の号給数は職員給与条例第4条第7項の規定又は教育職員給与条例第7条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、この表に定める下段の号給数はこれらの規定の適用を受ける職員に適用する。
- 2 行政職給料表8級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第31条の2各号に掲げる職員に適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第22条又は第23条の規定を適用する。

○愛媛県人事委員会規則7-1280

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-65）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める者<u>は</u>、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（西瀬戸自動車道（今治インターチェンジと今治北インターチェンジとの間に限る。）を除く。以下「特急列車等」という。）を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員（特急列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）<u>とする。</u></p> <p>3 前項で定める職員のうち、特急列車等の<u>利用に係る運賃等を負担することを常例とするものに対する第1項の規定の適用については、同項中「事情」とあるのは、「事情及び次項の基準」とする。</u></p> <p>第8条 条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第10条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、<u>1箇月当たりの平均通勤所要回数分</u>）の運賃等の額</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第9条 条例第10条第2項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。</u></p> <p>2 条例第10条第2項第2号の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の50とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（併用者の区分及び支給額）</p>	<p style="text-align: center;">（交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（西瀬戸自動車道（今治インターチェンジと今治北インターチェンジとの間に限る。）を除く。以下「特急列車等」という。）を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員が当該特急列車等を利用する場合であつて、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであることとする。</p> <p>3 <u>特急列車等の利用が前項の基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「事情」とあるのは、「事情及び次項の基準」とする。</u></p> <p>第8条 条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項<u>において「運賃等相当額」という。）は、次項に</u>該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（<u>交替制勤務に従事する職員等</u>）<u>にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分</u>）の運賃等の額</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第9条 条例第10条第2項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（併用者の区分及び支給額）</p>

第10条 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額
- (3) 省略
（支給日等）

第12条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条、第14条第2項第2号及び第17条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-0）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第2条第1項に規定する休日又は同条例第11条第3項若しくは第5項の規定による週休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い休日等でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 省略

4 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第10条第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第10条第3項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第10条 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が93,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、93,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額
- (3) 省略
（支給日等）

第12条 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条、及び第17条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-0）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職 _____

_____し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 省略

4 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる _____

_____通勤手当とし、同項 _____の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間 _____とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第10条

(返納の事由及び額等)

第14条 省略

2 _____ 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円

_____以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間等に係る最後の月である場合にあつては、0)

3 条例第10条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払命令代理者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払命令代理者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

別記様式(第3条、第4条関係) 通勤届兼通勤手当認定・確認簿(表)

省略

第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が93,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が93,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第14条 省略

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第10条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が93,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が93,000円 _____を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が93,000円 _____を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 93,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0)

イ 第12条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 93,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0)

3 条例第10条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払命令代理者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払命令代理者が同一であるときは、_____当該給与から当該額を差し引くことができる。

別記様式(第3条、第4条関係) 通勤届兼通勤手当認定・確認簿(表)

省略

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が<u>150,000円</u>を超えるとき。 </td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;"> $150,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$ </td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">(裏) 省略</td> </tr> </table>	省略			1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が <u>150,000円</u> を超えるとき。	$150,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$	省略	(裏) 省略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が<u>93,000円</u>を超えるとき。 </td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;"> $93,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$ </td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">(裏) 省略</td> </tr> </table>	省略			1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が <u>93,000円</u> を超えるとき。	$93,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$	省略	(裏) 省略		
省略																			
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が <u>150,000円</u> を超えるとき。	$150,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$	省略																	
(裏) 省略																			
省略																			
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が <u>93,000円</u> を超えるとき。	$93,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$	省略																	
(裏) 省略																			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第4号）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「旧条例」という。）第10条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（職員の通勤手当の支給等に関する規則第10条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の交通機関等（同規則第6条第1項に規定する交通機関等をいう。以下同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び旧条例第10条第2項第2号に規定する額（この規則による改正前の職員の通勤手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下「改正前の自転車等の利用に係る額」という。）の合計額が150,000円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち、交通機関等及び旧条例第10条第1項第2号に規定する自転車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自転車等の利用に係る額の合計額が93,000円を超える場合のものに限る。）（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（旧規則第12条第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月における改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自転車等の利用に係る額の合計額から93,000円を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とする。）を、支給単位期間（職員の給与に関する条例第10条第5項に規定する支給単位期間をいう。）を1箇月とする通勤手当として支給する。
- 4 この規則施行の際現に提出されている旧規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿は、改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿とみなす。
- 5 この規則施行の際現にある旧規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則7-1281

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-155）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（初任給調整手当を支給する職）</p> <p>第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第18条の4第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受ける職員の職を除く。）で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で別表第1の地域の欄に掲げる</p>	<p style="text-align: center;">（初任給調整手当を支給する職）</p> <p>第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第18条の4第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受ける職員の職を除く。）で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で職員給与条例第9条の2第1項</p>

地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は同表の地域の欄に掲げる地域のうち、同表の級地の欄に掲げる級地が5級地、6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(4) 別表第1の地域の欄に掲げる地域のうち、同表の級地の欄に掲げる級地が4級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(5) 別表第1の地域の欄に掲げる地域のうち、同表の級地の欄に掲げる級地が1級地、2級地又は3級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

2・3 省略

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第2号に規定する職員にあつては、15年）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第2に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第2の適用については、当該休職の期間（職員給与条例第21条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第2に掲げられていないこととなつた職員で特別な事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

附 則

(職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

3 職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第2」と

前段の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の

級地が5級地、6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(4) 職員給与条例第9条の2の規定による地域手当の

級地が4級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(5) 職員給与条例第9条の2の規定による地域手当の

級地が1級地、2級地又は3級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

2・3 省略

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第2号に規定する職員にあつては、15年）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1の適用については、当該休職の期間（職員給与条例第21条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなつた職員で特別な事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

附 則

(職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

3 職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」と

あるのは、「別表第3」とする。

別表第1（第2条関係）

地域	級地
東京都特別区	1級地
大阪府大阪市	2級地
埼玉県さいたま市	3級地
広島県広島市	5級地
香川県高松市	6級地

別表第2（第6条関係） 省略

別表第3（附則第3項関係） 省略

あるのは、「別表第2」とする。

別表第1（第6条関係） 省略

別表第2（附則第3項関係） 省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1282

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、<u>第1号ア及びイ</u>に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の124以上100分の315以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の148以上100分の375以下）</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 100分の112.5以上100分の124未満（特定幹部職員にあつては、100分の133.5以上100分の148未満）</p> <p>ウ 勤務成績が良好な職員 100分の101（特定幹部職員にあつては、100分の121）</p> <p>エ 勤務成績が良好でない職員 100分の92.5以下（特定幹部職員にあつては、100分の111.5以下）</p> <p>(2) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受け</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、<u>第1号及び第2号</u>に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の126.5以上100分の215以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の150.5以上100分の255以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の115以上100分の126.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の136以上100分の150.5未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の103.5（特定幹部職員にあつては、100分の123.5）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の95以下（特定幹部職員にあつては、100分の114以下）</p>

<p>る職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>ア 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下</p> <p>イ 勤務成績が良好な職員 100分の77.5</p> <p>ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下</p> <p>2 前項第1号アの場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の315</u>とする。</p> <p>3 第1項の場合において、職員の成績率を同項第1号エ又は第2号ウに該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。</p> <p>第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5</u> 以上（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.5</u> 以上）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46</u> 以下（特定幹部職員にあつては、<u>100分の56</u> 以下）</p> <p>2 省略</p>	<p>る職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>ア 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下</p> <p>イ 勤務成績が良好な職員 100分の77.5</p> <p>ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下</p> <p>2 前項第1号アの場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の215</u>とする。</p> <p>3 第1項の場合において、職員の成績率を同項第4号_____に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。</p> <p>第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の52.75</u>以上（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.75</u>以上）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の49.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の59.25</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の47.25</u>以下（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.25</u>以下）</p> <p>2 省略</p>
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1283

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特勤勤務手当の月額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の特勤勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（<u>条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額</u>）とする。</p>	<p>(特勤勤務手当の月額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の特勤勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額_____とする。</p>

(1)～(3) 省略

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 省略

4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 省略

（特地勤務手当に準ずる手当）

第4条 省略

2 条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第17項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

省略

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 省略

第5条 省略

2 条例第11条の3第2項の同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により職員として採用又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用（地方公務員法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したもの
- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用若しくは地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したもの
- (3) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日

(1)～(3) 省略

3 次の各号に掲げる職員 _____ に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 省略

4 次の各号に掲げる職員 _____ に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 省略

（特地勤務手当に準ずる手当）

第4条 省略

2 条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第17項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額 _____ に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

省略

3 次の各号に掲げる職員 _____ に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 省略

第5条 省略

2 条例第11条の3第2項の同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により職員として採用 _____ され、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したもの
- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用 _____ され、当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したもの

に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第11条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものであるもの

(4) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

3 条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日、公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用をされた日又は地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第18項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 省略

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用をされた日又は地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第18項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

3 条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された

_____日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第18項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 省略

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用され

_____日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第18項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第14項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「新規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第4条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員に対する新規則第5条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第5項から第12項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第5項から第12項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「同じ」とあるのは「「暫定再任用」という」と、同項第2号中「地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第3号及び第4号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第3項第1号及び第3号中「地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第14項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。
(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 4 新規則第5条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定又は令和4年改正条例附則第5項から第12項の規定（以下「地方公務員法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 新規則第5条第2項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 新規則第5条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

○愛媛県人事委員会規則7-1284

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-459）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第8条第2項に規定する扶養親族をいう。 _____以下同じ。）が所有す</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者（ _____ _____</p> <p>_____ _____条例第8条第2項に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有す</p>

る住宅及び職員の配偶者 _____、父母又は _____、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
(届出)

第6条 省略

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定等)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつた場合は、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合についても、同様とする。

2 省略

(支給の始期及び終期)

第9条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 省略

る住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
(届出)

第6条 省略

2 省略

(確認及び決定等)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつた場合は、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 省略

(支給の始期及び終期)

第9条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日 _____

_____の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1285

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-471)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第2条関係) 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者	別表第1(第2条関係) 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員の 区 分	職務の級 号給	2 級				
		1 級	特 2 級		3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1～4	2,000	2,100	<u>4,000</u>	<u>4,900</u>	<u>7,400</u>
	5～8	2,000	2,300	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,500</u>
	9～12	2,100	2,400	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,600</u>
	13～16	2,200	2,500	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,700</u>
	17～20	2,300	2,600	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,900</u>
	21～24	2,400	2,800	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>8,000</u>
	25～28	2,600	2,900	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	—
	29～32	2,700	3,000	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	—
	33～36	2,800	3,200	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	—
	37～40	2,900	3,300	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	—
	41～44	3,100	3,500	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	—
定年前	45～48	3,200	3,700	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	—
再任用	49～52	3,300	3,800	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	—
短時間	53～56	3,400	4,100	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	—
勤務教	57～60	3,500	4,300	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	—
育職員	61～64	3,600	4,500	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	—
以外の	65～68	3,700	4,800	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	—
教育職	69～72	3,800	4,900	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	—
員	73～76	3,900	5,100	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	—
	77～80	4,000	5,300	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	—
	81～84	4,100	5,400	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>	—
	85～88	4,100	5,500	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>	—
	89～92	4,200	5,600	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>	—
	93～96	4,300	5,800	<u>7,200</u>	—	—
	97～100	4,400	5,900	<u>7,300</u>	—	—
	101～104	4,400	6,100	<u>7,300</u>	—	—
	105～108	4,500	6,200	<u>7,300</u>	—	—
	109～112	4,500	6,300	—	—	—
	113～116	4,600	6,400	—	—	—
	117～120	4,700	6,500	—	—	—
	省略					
省略						

別表第2 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の 区 分	職務の級 号給	2 級				
		1 級	特 2 級		3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1～4	2,000	2,500	<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	5～8	2,000	2,600	<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>

職員の 区 分	職務の級 号給	2 級				
		1 級	特 2 級		3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1～4	2,000	2,100	<u>3,500</u>	<u>4,200</u>	<u>6,800</u>
	5～8	2,000	2,300	<u>3,700</u>	<u>4,400</u>	<u>6,900</u>
	9～12	2,100	2,400	<u>3,800</u>	<u>4,500</u>	<u>7,100</u>
	13～16	2,200	2,500	<u>4,000</u>	<u>4,900</u>	<u>7,200</u>
	17～20	2,300	2,600	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,400</u>
	21～24	2,400	2,800	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,500</u>
	25～28	2,600	2,900	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,600</u>
	29～32	2,700	3,000	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
	33～36	2,800	3,200	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
	37～40	2,900	3,300	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>
	41～44	3,100	3,500	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	—
定年前	45～48	3,200	3,700	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	—
再任用	49～52	3,300	3,800	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	—
短時間	53～56	3,400	4,100	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	—
勤務教	57～60	3,500	4,300	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	—
育職員	61～64	3,600	4,500	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	—
以外の	65～68	3,700	4,800	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	—
教育職	69～72	3,800	4,900	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	—
員	73～76	3,900	5,100	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	—
	77～80	4,000	5,300	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	—
	81～84	4,100	5,400	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	—
	85～88	4,100	5,500	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	—
	89～92	4,200	5,600	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	—
	93～96	4,300	5,800	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>	—
	97～100	4,400	5,900	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>	—
	101～104	4,400	6,100	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>	—
	105～108	4,500	6,200	<u>7,200</u>	—	—
	109～112	4,500	6,300	<u>7,300</u>	—	—
	113～116	4,600	6,400	<u>7,300</u>	—	—
	117～120	4,700	6,500	<u>7,300</u>	—	—
	省略					
省略						

別表第2 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の 区 分	職務の級 号給	2 級				
		1 級	特 2 級		3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1～4	2,000	2,500	<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	5～8	2,000	2,600	<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>

	9～12	2,100	2,800	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>		9～12	2,100	2,800	<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
	13～16	2,200	2,900	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>		13～16	2,200	2,900	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
	17～20	2,300	3,000	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>		17～20	2,300	3,000	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	21～24	2,400	3,200	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>		21～24	2,400	3,200	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	25～28	2,600	3,300	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	—		25～28	2,600	3,300	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	29～32	2,700	3,500	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	—		29～32	2,700	3,500	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
	33～36	2,800	3,700	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	—		33～36	2,800	3,700	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
	37～40	2,900	3,800	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	—		37～40	2,900	3,800	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
	41～44	3,100	4,100	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	—		41～44	3,100	4,100	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	—
定年前	45～48	3,200	4,300	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	—	定年前	45～48	3,200	4,300	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	—
再任用	49～52	3,300	4,500	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	—	再任用	49～52	3,300	4,500	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>	—
短時間	53～56	3,400	4,800	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	—	短時間	53～56	3,400	4,800	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>	—
勤務教	57～60	3,500	4,900	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	—	勤務教	57～60	3,500	4,900	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>	—
育職員	61～64	3,600	5,100	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	—	育職員	61～64	3,600	5,100	<u>6,100</u>	<u>7,200</u>	—
以外の	65～68	3,700	5,300	<u>6,700</u>	—	—	以外の	65～68	3,700	5,300	<u>6,300</u>	<u>7,300</u>	—
教育職	69～72	3,800	5,400	<u>6,800</u>	—	—	教育職	69～72	3,800	5,400	<u>6,400</u>	<u>7,400</u>	—
員	73～76	3,900	5,500	<u>6,900</u>	—	—	員	73～76	3,900	5,500	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	—
	77～80	4,000	5,600	<u>6,900</u>	—	—		77～80	4,000	5,600	<u>6,700</u>	<u>7,500</u>	—
	81～84	4,100	5,800	<u>7,000</u>	—	—		81～84	4,100	5,800	<u>6,800</u>	—	—
	85～88	4,100	5,900	<u>7,200</u>	—	—		85～88	4,100	5,900	<u>6,900</u>	—	—
	89～92	4,200	6,100	<u>7,200</u>	—	—		89～92	4,200	6,100	<u>6,900</u>	—	—
	93～96	4,300	6,200	<u>7,200</u>	—	—		93～96	4,300	6,200	<u>7,000</u>	—	—
	97～100	4,400	6,300	<u>7,300</u>	—	—		97～100	4,400	6,300	<u>7,200</u>	—	—
	101～104	4,400	6,400	<u>7,300</u>	—	—		101～104	4,400	6,400	<u>7,200</u>	—	—
	105～108	4,500	6,500	<u>7,300</u>	—	—		105～108	4,500	6,500	<u>7,200</u>	—	—
	109～112	4,500	6,600	—	—	—		109～112	4,500	6,600	<u>7,300</u>	—	—
	113～116	4,600	6,700	—	—	—		113～116	4,600	6,700	<u>7,300</u>	—	—
	117～120	4,700	6,800	—	—	—		117～120	4,700	6,800	<u>7,300</u>	—	—
	省略							省略					
省略							省略						

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1286

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-714）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第3条 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2～8 省略</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第3条 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当_____、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2～8 省略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1287

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-763）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(やむを得ない事情)</p> <p>第2条 条例第10条の2第1項及び第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 配偶者（<u>届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(届出)</p>	<p>(やむを得ない事情)</p> <p>第2条 条例第10条の2第1項及び第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 配偶者_____が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(届出)</p>

第8条 省略

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第9条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第10条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 省略

(支給の始期及び終期)

第10条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第10条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第8条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 省略

第8条 省略

2 省略

(確認及び決定)

第9条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第10条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 省略

(支給の始期及び終期)

第10条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第10条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日_____の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第8条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1288

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-805)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額等)</p> <p><u>第2条</u> 職員給与条例第17条の2第3項の人事委員会規則で定める勤務は、<u>同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とし、教育職員給与条例第17条の2第3項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p><u>第3条</u> 職員給与条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項</p>	<p>(手当の額等)</p> <p>第2条 職員給与条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項</p>

に規定する給料表の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は同条第3項（同条第4項の規定が適用される場合を含む。以下この号、次項第3号、第3項第3号及び第4項第5号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項 _____ の規定による給料月額 12,000円

イ～エ 省略

- (4) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の号給又は同条第4項（同条第5項の規定が適用される場合を含む。以下この号及び第3項第4号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項 _____ の規定による給料月額 12,000円

イ～エ 省略

- 2 教育職員給与条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

- (3) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける教育職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項 _____ の規定による給料月額 12,000円

イ～エ 省略

- 3 職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 4種 3,500円

オ 5種及び6種 3,000円

- (2) 第1項第2号の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円

イ 2種 4,500円

ウ 3種 3,800円

エ 4種 3,000円

オ 5種及び6種 2,500円

- (3) 第1項第3号の職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職

に規定する給料表の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は _____

給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項（同条第4項の規定が適用される場合を含む。）の規定による給料月額 12,000円

イ～エ 省略

- (4) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の号給又は _____

_____ 給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項（同条第5項の規定が適用される場合を含む。）の規定による給料月額 12,000円

イ～エ 省略

- 2 教育職員給与条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

- (3) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける教育職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は _____ 給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項（同条第4項の規定が適用される場合を含む。）の規定による給料月額 12,000円

イ～エ 省略

- 3 職員給与条例第17条の2第3項第1号又は教育職員給与条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

員条例第7条第1項に規定する給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,300円

エ 1号給 3,500円

(4) 第1項第4号の職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 6,000円

イ 4号給及び5号給 5,000円

ウ 2号給及び3号給 4,300円

エ 1号給 3,500円

4 教育職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2項第1号アの教育職員 3,500円

(2) 第2項第1号イの教育職員 3,000円

(3) 第2項第2号アの教育職員 3,000円

(4) 第2項第2号イの教育職員 2,500円

(5) 第2項第3号の教育職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,300円

エ 1号給 3,500円

第3条 職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 4種 3,500円

オ 5種及び6種 3,000円

(2) 前条第1項第2号の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円

イ 2種 4,500円

ウ 3種 3,800円

エ 4種 3,000円

オ 5種及び6種 2,500円

2 教育職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第2項第1号アの教育職員 3,500円
- (2) 前条第2項第1号イの教育職員 3,000円
- (3) 前条第2項第2号アの教育職員 3,000円
- (4) 前条第2項第2号イの教育職員 2,500円

3 職員給与条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした前条第1項第1号及び第2号の職員並びに教育職員給与条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした前項に掲げる教育職員には、その引き続く勤務に係る職員給与条例第17条の2第2項又は教育職員給与条例第17条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第4条 次に掲げる場合には、職員給与条例第17条の2第2項又は教育職員給与条例第17条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした職員給与条例第17条の2第2項の勤務又は教育職員がした教育職員給与条例第17条の2第2項の勤務は、それぞれ職員給与条例第17条の2第1項の勤務又は教育職員給与条例第17条の2第1項の勤務とみなす。

- (1) 職員給与条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 職員給与条例第17条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合
- (3) 教育職員給与条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (4) 教育職員給与条例第17条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第5条 省略

第6条 省略

附 則

(職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員の手当の額)

2 職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項及び第3項 _____ の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第3項第1号 _____ 中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

(教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員の手当の額)

3 教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員に対する第3条第2項及び第4項 _____ の規定の適用については、当分の間、同条第2項第1号 _____ 中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第4項中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

第4条 省略

第5条 省略

附 則

(職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員の手当の額)

2 職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

(教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員の手当の額)

3 教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第2項及び第3条第2項の規定の適用については、当分の間、第2条第2項第1号及び第3条第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」 _____ とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1289

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1026）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給地域及び級地）</p> <p>第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 広島県広島市 <u>4級地</u></p> <p>(5) 香川県高松市 <u>5級地</u></p>	<p>（支給地域及び級地）</p> <p>第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 広島県広島市 <u>5級地</u></p> <p>(5) 香川県高松市 <u>6級地</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（令和10年3月31日までの間における地域手当）
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第4号。以下「改正条例」という。）附則第5項（改正条例附則第10項において読み替えて準用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
 - (1) 20パーセント級地 100分の20
 - (2) 16パーセント級地 100分の16
 - (3) 14パーセント級地 100分の14
 - (4) 9パーセント級地 100分の9
 - (5) 5パーセント級地 100分の5
- 3 令和10年3月31日までの間における条例第9条の2第1項（会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第4条において読み替えて準用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める地域は、改正後の地域手当に関する規則第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域とし、改正条例附則第5項（同条例附則第10項において読み替えて準用する場合を含む。）後段の人事委員会規則で定める級地は、当該各号に定める級地とする。
 - (1) 東京都特別区 20パーセント級地
 - (2) 大阪府大阪市 16パーセント級地
 - (3) 埼玉県さいたま市 14パーセント級地
 - (4) 広島県広島市 9パーセント級地
 - (5) 香川県高松市 5パーセント級地
- 4 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

○愛媛県人事委員会規則7-1290

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1223）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1項、条例第4条において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第9条の2第1項及び第3項、条例第4条の2において読み替えて準用する職員給与条例第10条の3第1項及び第3項、条例第6条第1項、同条第2項及び条例第16条第3項において読み替えて準用する職員給与条例第14条第3項、条例第7条及び第16条第4項において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項、条例第10条第1号及び第2号、条例第11条第1項、同条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第3項、条例第12条第1項、同条第4項第2号及び第3号（これらの規定を条例第12条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、条例第12条第5項、同条第6項、条例第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項において準用する職員給与条例第19条の3第6項、条例第12条の2第1項及び第3項、条例第15条第1項、条例第16条第2項、条例第18条第1項及び第5項、条例第18条の2第1項及び第3項、条例第20条第2項及び第3項並びに条例第24条の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条 省略

（在宅勤務等手当に相当する報酬）

第3条の2 条例第4条の2において読み替えて準用する職員給与条例第10条の3第1項の人事委員会規則で定める場所は、在宅勤務等手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1291）第2条の規定の例による。

2 条例第4条の2において読み替えて準用する職員給与条例第10条の3第1項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 条例第7条の規定により読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項に規定する休日等に割り振られた勤務時間（特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、任命権者が定める時間

3 条例第4条の2において読み替えて準用する職員給与条例第10条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、在宅勤務等手当に関する規則第4条の規定の例による。

4 在宅勤務等手当に関する規則第5条及び第7条の規定は、第1号会計年度任用職員の在宅勤務等手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「在宅勤務等手当」とあるのは「在宅勤務等手当に相当する報酬」と、第5条第1項中「条例第10条の3第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第4条の2において読み替えて準用する条例第10条の3第1項」と、同項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）」と、第5条第2項及び第7条中「職員」とあるのは「第1号会計年度任用職員」と、第7条中「条例第10条の3第1項」とあるの

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1項、条例第4条において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第9条の2第1項及び第3項_____、条例第6条第1項、同条第2項及び条例第16条第3項において読み替えて準用する職員給与条例第14条第3項、条例第7条及び第16条第4項において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項、条例第10条第1号及び第2号、条例第11条第1項、同条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第3項、条例第12条第1項、同条第4項第2号及び第3号（これらの規定を条例第12条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、条例第12条第5項、同条第6項、条例第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項において準用する職員給与条例第19条の3第6項、条例第12条の2第1項及び第3項、条例第15条第1項、条例第16条第2項、条例第18条第1項及び第5項、条例第18条の2第1項及び第3項、条例第20条第2項及び第3項並びに条例第24条の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条 省略

は「会計年度任用職員給与条例第4条の2において読み替えて準用する条例第10条の3第1項」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当に相当する報酬)

第8条 条例第11条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める職は、条例別表に規定する職種の区分が職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第4医療職給料表(一)の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職に該当する第1号会計年度任用職員の職(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。))を受ける第1号会計年度任用職員の職を除く。)で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げる職以外の職で別表第1の地域の欄に掲げる

_____地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は同表の地域の欄に掲げる地域のうち、同表の級地の欄に掲げる級地が5級地、6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(4) 別表第1の地域の欄に掲げる地域のうち、同表の級地の欄に掲げる_____級地が4級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(5) 別表第1の地域の欄に掲げる地域のうち、同表の級地の欄に掲げる_____級地が1級地、2級地又は3級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

2・3 省略

第12条 初任給調整手当に相当する報酬の支給期間は35年(第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあつては、15年)とし、その額は第1号会計年度任用職員の区分及び採用の日又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第2に掲げる額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。この場合において、第9条第1号又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなるもの(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内のものを除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとする。

(1)~(4) 省略

2 初任給調整手当に相当する報酬を支給されている第1号会計年度任用職員が休職にされた場合における当該第1号会計年度任用職員に対する別表第2の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分の欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する第1号会計年度任用職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当に相当する報酬の額が別表第2に掲げられていないこととなった第1号会計年度任用職員で特別の事情があると認められるものについて、任命権者があらか

(初任給調整手当に相当する報酬)

第8条 条例第11条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める職は、条例別表に規定する職種の区分が職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第4医療職給料表(一)の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職に該当する第1号会計年度任用職員の職(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。))を受ける第1号会計年度任用職員の職を除く。)で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げる職以外の職で条例第4条において読み替えて準用する職員給与条例第9条の2第1項前段の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は同条の規定による地域手当に相当する報酬の_____級地が5級地、6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(4) 条例第4条において読み替えて準用する職員給与条例第9条の2の規定による地域手当に相当する報酬の級地が4級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(5) 条例第4条において読み替えて準用する職員給与条例第9条の2の規定による地域手当に相当する報酬の級地が1級地、2級地又は3級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

2・3 省略

第12条 初任給調整手当に相当する報酬の支給期間は35年(第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあつては、15年)とし、その額は第1号会計年度任用職員の区分及び採用の日又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。この場合において、第9条第1号又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなるもの(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内のものを除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとする。

(1)~(4) 省略

2 初任給調整手当に相当する報酬を支給されている第1号会計年度任用職員が休職にされた場合における当該第1号会計年度任用職員に対する別表第1の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分の欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する第1号会計年度任用職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当に相当する報酬の額が別表第1に掲げられていないこととなった第1号会計年度任用職員で特別の事情があると認められるものについて、任命権者があらか

じめ人事委員会の承認を得た場合の当該第1号会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬の額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

(勤勉手当の期間率)

第27条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。

別表第1 (第8条関係)

地域	級地
東京都特別区	1級地
大阪府大阪市	2級地
埼玉県さいたま市	3級地
広島県広島市	5級地
香川県高松市	6級地

別表第2 (第12条関係) 省略

別表第3 (第27条関係) 省略

じめ人事委員会の承認を得た場合の当該第1号会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬の額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

(勤勉手当の期間率)

第27条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

別表第1 (第12条関係) 省略

別表第2 (第27条関係) 省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1291

在宅勤務等手当に関する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

在宅勤務等手当に関する規則

(総則)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。)第10条の3の規定による在宅勤務等手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則に定めるところによる。

(在宅勤務等の場所)

第2条 条例第10条の3第1項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は2親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室(職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第3条 条例第10条の3第1項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第10条の2第1項に規定する超勤代休時間又は条例第15条第1項に規定する休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間
(1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 条例第10条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、3箇月とする。

(確認)

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第10条の3第1項に規定する勤務(以下この条において「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、給料の支給定日に支給する。

- 2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。
- 3 職員が、支払命令代理者を異にして異動した場合であって、かつ、その職員の給料の支出費目が異なる場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する支払命令代理者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第7条 職員が新たに条例第10条の3第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1292

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、第6条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項及び第3項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項及び第7項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 条例第5条及び附則第14項に定める「伝染病防疫作業従事職員」とは、本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員をいう。</p> <p>(産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">勤務箇所名</th> <th style="width: 50%;">業務の内容</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食肉衛生検査センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又</p>	勤務箇所名	業務の内容	省略	省略	保健所		食肉衛生検査センター		省略		<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、第6条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項_____、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項及び第9項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 条例第5条及び附則第18項に定める「伝染病防疫作業従事職員」とは、本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員をいう。</p> <p>(産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">勤務箇所名</th> <th style="width: 50%;">業務の内容</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又</p>	勤務箇所名	業務の内容	省略	省略	保健所		_____		省略	
勤務箇所名	業務の内容																				
省略	省略																				
保健所																					
食肉衛生検査センター																					
省略																					
勤務箇所名	業務の内容																				
省略	省略																				
保健所																					

省略																					

は製造等に従事する場合をいう。

勤務箇所名	業務の内容
省略	省略
保健所	
食肉衛生検査センター	
省略	

(県警察に勤務する職員の特種勤務手当)

第13条の4 条例第19条第6項第1号及び第2号に定める「異常な自然現象」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する自然現象をいう。

2 条例第19条第6項第1号に定める「事故」とは、火事、爆発、石油等の漏洩又は流出、船舶の沈没、建築物の崩壊その他これらに類するものをいう。

3 条例第19条第6項第1号及び第2号に定める「重大な災害」とは、大規模な土砂崩壊、決壊、冠水、雪崩、落石、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害をいう。

4 条例第19条第6項第2号に定める「災害応急対策に係る連絡調整」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第74条の4の規定に基づく応援又は災害応急対策の実施、同法第77条第1項の規定に基づく応急措置又は施策の実施その他の同法第50条に規定する災害応急対策の実施のために行う連絡調整をいう。

5 条例第19条第6項第3号の _____ 人事委員会が認める作業は、人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認めるものとする。

第14条 省略

2～12 省略

13 条例第20条第1項第15号に定める手当の額は、作業1回につき次の区分による額とする。

(1) 統括検視官又は警察本部刑事部捜査第一課検視官が行う検視又は解剖立会いの作業は、3,200円

(2) 省略

14～17 省略

18 条例第20条第1項第20号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額（災害対策基本法に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他人事委員会が認める災害（以下「大規模災害等」という。）に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円）とする。

(1) 条例第19条第6項第1号及び第3号の作業は、840円

は製造等に従事する場合をいう。

勤務箇所名	業務の内容
省略	省略
保健所	

省略	

(県警察に勤務する職員の特種勤務手当)

第13条の4 条例第19条第6項 _____ に定める「異常な自然現象」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する自然現象をいう。

2 条例第19条第6項 _____ に定める「事故」とは、火事、爆発、石油等の漏洩又は流出、船舶の沈没、建築物の崩壊その他これらに類するものをいう。

3 条例第19条第6項 _____ に定める「重大な災害」とは、大規模な土砂崩壊、決壊、冠水、雪崩、落石、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害をいう。

4 条例第19条第6項の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業は、次に掲げる作業 _____ とする。

(1) 警察本部若しくは警察署に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業

(2) 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認めるもの

第14条 省略

2～12 省略

13 条例第20条第1項第15号に定める手当の額は、作業1回につき次の区分による額とする。

(1) 統括検視官 _____ が行う検視又は解剖立会いの作業は、3,200円

(2) 省略

14～17 省略

18 条例第20条第1項第20号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき840円 _____

_____ とする。

(2) 条例第19条第6項第2号の作業は、710円

19～21 省略

22 条例第20条第3項に定める「夜間」とは、日没時から日出時までの間をいう。

23 条例第20条第3項の100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額（大規模災害等に係る作業に従事した場合にあつては、540円）とする。

(1) 条例第19条第6項第1号及び第3号の作業は、420円

(2) 条例第19条第6項第2号の作業は、355円

24 省略

25 条例第20条第3項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、災害対策基本法_____、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定された場合において、その設定がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）であつて人事委員会が認めるものとする。

26 条例第20条第3項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、作業に従事した日1日につき840円（大規模災害等に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円）とする。

第15条 条例附則第3項の人事委員会が定める額は、作業に従事した日1日につき1,080円とする。

（夜間看護手当）

第28条 省略

2 条例第46条第2項の人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 深夜における勤務時間が4時間以上のときは、3,550円

(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のときは、3,100円

(3) 深夜における勤務時間が2時間未満のときは、2,150円

3 条例第46条第3項の人事委員会が定める場合は、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第10条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため勤務公署の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又は全部を勤務公署が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）とし、この場合の条例第46条第3項の人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1)～(3) 省略

（災害応急作業等手当）

第34条の3 条例第61条第1号及び第2号に定める「異常な自然現象」とは、第13条の4第1項に定めるものと同様のものをいう。

2 条例第61条第1号及び第2号に定める「重大な災害」とは、第13条の4第3項に定めるものと同様のものをいう。

3 省略

4 条例第61条第1号アに定める「河川の堤防等」とは、水防法

19～21 省略

22 省略

23 条例第20条第3項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定された場合において、その設定がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）であつて人事委員会が認めるものとする。

24 条例第20条第3項の_____人事委員会が定める額は、作業に従事した日1日につき840円_____とする。

第15条 条例附則第3項の人事委員会が定める額は、作業に従事した日1日につき840円_____とする。

（夜間看護手当）

第28条 省略

2 条例第46条第2項の人事委員会が定める場合は、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第10条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため勤務公署の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又は全部を勤務公署が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）とし、この場合の条例第46条第2項の人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1)～(3) 省略

（災害応急作業等手当）

第34条の3 条例第61条の人事委員会が定める地方局等は、本庁土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）その他人事委員会が認める勤務箇所とする。

2 _____ 条例第61条第1号_____に定める「異常な自然現象」とは、第13条の4第1項に定めるものと同様のものをいう。

3 条例第61条第1号_____に定める「重大な災害」とは、第13条の4第3項に定めるものと同様のものをいう。

4 省略

5 条例第61条第1号アに定める「河川の堤防等」とは、県又は

(昭和24年法律第193号)第12条第2項の規定に基づき定められた警戒水位を超えている当該水位の観測地点の周辺の堤防、せき、水門又は護岸及び人事委員会がこれらに相当すると認めるものをいう。

5 省略

6 条例第61条第2号に定める「災害応急対策に係る連絡調整」とは、第13条の4第4項に定めるものと同様のものをいう。

7 条例第62条第1項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額(大規模災害等に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円)とする。

(1) 巡回監視の作業(これに相当すると人事委員会が認めるものを含む。以下この条において同じ。)は、710円

(2) 応急作業等の作業(これに相当すると人事委員会が認めるものを含む。以下この条において同じ。)は、1,080円

(3) 連絡調整の作業(これに相当すると人事委員会が認めるものを含む。以下この条において同じ。)は、710円

8 条例第62条第2項に定める「夜間」とは、第14条第22項に定めるものと同様のものをいう。

9 条例第62条第2項の100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額(大規模災害等に係る作業に従事した場合にあつては、540円)とする。

(1) 巡回監視の作業は、355円

(2) 応急作業等の作業は、540円

(3) 連絡調整の作業は、355円

10 条例第62条第2項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、第14条第25項に規定する区域とする。

11 条例第62条第2項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額(大規模災害等に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円)とする。

(1) 巡回監視の作業は、710円

(2) 応急作業等の作業は、1,080円

知事が管理する河川について知事があらかじめ定める

警戒水位を超えている当該水位の観測地点の周辺の堤防、せき、水門又は護岸をいう。

6 省略

7 条例第62条第1項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業(これに相当すると人事委員会が認めるものを含む。以下この条において同じ。)は、480円

(2) 応急作業等の作業(これに相当すると人事委員会が認めるものを含む。以下この条において同じ。)は、730円

8 条例第62条第2項に定める「夜間」とは、日没時から日出時までの間をいう。

9 条例第62条第2項の100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、240円

(2) 応急作業等の作業は、365円

10 条例第62条第2項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、第14条第23項に規定する区域とする。

11 条例第62条第2項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、480円

(2) 応急作業等の作業は、730円

第34条の5 条例附則第7項第1号に定める「異常な自然現象」とは、第13条の4第1項に定めるものと同様のものをいう。

2 条例附則第7項第1号に定める「重大な災害」とは、第13条の4第3項に定めるものと同様のものをいう。

3 条例附則第7項第1号に定める「応急作業」とは、第34条の3第4項に定めるものと同様のものをいう。

4 条例附則第7項第1号アに定める「河川の堤防等」とは、河川について都道府県知事があらかじめ定める警戒水位を超えている当該水位の観測地点の周辺の堤防、せき、水門又は護岸をいう。

5 条例附則第7項第1号イに定める「通行が禁止されている区間」とは、第34条の3第6項に定めるものと同様のものをいう。

6 条例附則第8項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、480円

(2) 応急作業等の作業は、730円

7 条例附則第9項に定める「夜間」とは、第34条の3第8項に定めるものと同様のものをいう。

8 条例附則第9項の100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、240円

(2) 応急作業等の作業は、365円

第34条の5 条例附則第7項の

人事委員会が定める額は、作業に従事した日1日につき、1,080円とする。

(手当の額の特例)

第35条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務又は作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(1)～(3) 省略

(4) 災害応急作業等手当(条例第61条第2号の作業、同条第3号の作業のうち同条第2号に掲げる作業に相当する作業及び条例附則第5項各号の作業に係るものを除く。)

2 省略

様式第6号の3 (第39条関係) 死体取扱作業従事簿

様式第6号の3 (その1)

死体取扱作業従事簿(統括検視官・検視官用)

省略

省略

備考 省略

様式第6号の3 (その2) 省略

様式第9号 (第39条関係) 夜間看護業務従事命令簿

省略

所属 長確 認	直接 監督 者確 認	業務 従事 月日	業務 従事 時間	深夜 該当 時間 数	規則第28条 第1項及び 第2項(手 当額及び加 算額)				規則第28条 第3項(加 算額)				
					省 略								
省略										省略			

9 条例附則第9項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、第14条第23項に規定する区域とする。

10 条例附則第7項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合における条例附則第9項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、480円

(2) 応急作業等の作業は、730円

11 条例附則第7項の作業に引き続き5日以上従事した場合における条例附則第9項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、480円

(2) 応急作業等の作業は、730円

(手当の額の特例)

第35条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務又は作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(1)～(3) 省略

(4) 災害応急作業等手当(条例附則第5項各号の作業に係るものを除く。)

2 省略

様式第6号の3 (第39条関係) 死体取扱作業従事簿

様式第6号の3 (その1)

死体取扱作業従事簿(統括検視官用)

省略

省略

備考 省略

様式第6号の3 (その2) 省略

様式第9号 (第39条関係) 夜間看護業務従事命令簿

省略

所属 長確 認	直接 監督 者確 認	業務 従事 月日	業務 従事 時間	深夜 該当 時間 数	規則第28条 第1項 _____(手 当額_____				規則第28条 第2項(加 算額)				
					省 略								
省略										省略			

様式第18号(その1)を次のように改める。

- 4 区分欄のうち、「夜間」は、規則第34条の3第8項に規定する夜間において作業に従事した場合に記入すること。
- 5 区分欄のうち、「危険区域内」は、規則第34条の3第10項に規定する区域内において作業に従事した場合に記入すること。
- 6 区分欄のうち、「深夜以外」は、規則第14条第10項第1号に規定する深夜以外の時間においてのみ作業に従事した場合に記入すること。
- 7 区分欄のうち、「深夜」は、規則第14条第10項第1号に規定する深夜において作業に従事した場合に記入すること。
- 8 従事日数の欄のうち、「赤」は作業に従事した時間が4時間未満を、「青」は作業に従事した時間が4時間以上を表すこと。
- 9 加算額の欄は、作業に引き続き5日以上従事した場合に規則第34条の5の規定により加算する額を記入すること。

様式第18号（その3）を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則様式第6号の3（その1）、様式第9号及び様式第18号（その1）の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。



○愛媛県人事委員会規則7-1293

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの等）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員に準ずる者は、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則（以下この項において「<u>条例等</u>」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。）が18日（1月間の日数（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が1月以上ある者とする。</p> <p>3 省略 （基本手当の日額）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する給与の総額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当その他労働の対価として支払われた<u>全て</u>の給与（通貨以外のもので支払われたものを除く。）によつて計算する。</p> <p>4・5 省略 （条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業）</p> <p>第12条の2 条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第56条の3第1項第1号 _____ に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する</p>	<p>（条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの等）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員に準ずる者は、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則 _____ により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日 _____ を含む。）が18日（1月間の日数（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が1月以上ある者とする。</p> <p>3 省略 （基本手当の日額）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する給与の総額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当 _____、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当その他労働の対価として支払われた<u>すべての</u>給与（通貨以外のもので支払われたものを除く。）によつて計算する。</p> <p>4・5 省略 （条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業）</p> <p>第12条の2 条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当 <u>又は同号ロに</u> 該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する</p>

就業促進定着手当を除く。以下同じ。)の支給を受けたもの

(3) 省略

(就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続)

第16条 受給資格者又は条例第10条第12項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号

に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の8)に、雇用保険法施行規則第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の9)に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(様式第16号)に、条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第17号)に、同項第6号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号)に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の2)に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の3)にそれぞれ受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証を添付しないことができる。

2 任命権者は、前項に規定する _____ 再就職手当に相当する退職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、移転費に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。

様式第5号(第2条関係) 平均賃金表

Table with 5 columns and 4 rows: 省略, 単身赴任手当, 在宅勤務等手当, 省略

注 省略

様式第9号(第12条、第15条の2、第15条の3関係) 退職前6月

就業促進定着手当を除く。以下同じ。)の支給を受けたもの

(3) 省略

(就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続)

第16条 受給資格者又は条例第10条第12項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の8)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の9)に、雇用保険法施行規則第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の10)に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(様式第16号)に、条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第17号)に、同項第6号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号)に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の2)に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の3)にそれぞれ受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証を添付しないことができる。

に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の9)に、雇用保険法施行規則第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の10)に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(様式第16号)に、条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第17号)に、同項第6号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号)に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の2)に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の3)にそれぞれ受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証を添付しないことができる。

2 任命権者は、前項に規定する就業手当に相当する退職手当支給申請書、再就職手当に相当する退職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、移転費に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。

様式第5号(第2条関係) 平均賃金表

Table with 5 columns and 4 rows: 省略, 単身赴任手当, 省略

注 省略

様式第9号(第12条、第15条の2、第15条の3関係) 退職前6月の

の賃金表

省略								
単身赴任手当								
在宅勤務等手当								
省略								

注 省略

賃金表

省略								
単身赴任手当								
省略								

注 省略

様式第15号の8を削り、様式第15号の9及び様式第15号の10を1ずつ繰り上げる。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則第16条の規定は、退職職員（退職した愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの規則の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に係る就業促進手当に相当する退職手当の支給手続については、なお従前の例による。